

ワークショップ記録

「パレスチナ分割決議案＜再考＞ —60 周年を機に」

京都大学拠点 KIAS ユニット1 国際関係
東京大学拠点 TIAS グループ2 パレスチナ研究班

NIHU プログラム
イスラーム地域研究東京大学拠点グループ2
「中東政治の構造変動」
TIAS Middle East Research Series No.3

目次

まえがき	長沢 栄治（東京大学教授）	i
第1章 趣旨説明	臼杵 陽（日本女子大学教授）	1
第2章 報告		
報告Ⅰ「冷戦開始期における米ソの奇妙な協調 —国連パレスチナ分割決議採択に至る国際政治過程—」	木村 修三 （前姫路獨協大学学長、神戸大学名誉教授）	5
報告Ⅱ「ピール分割案から181号へ」	奈良本 英佑（法政大学教授）	20
第3章 コメント		
コメントⅠ	板垣 雄三（東京大学名誉教授）	31
コメントⅡ	小杉 泰（京都大学教授）	40
第4章 質疑応答		51
付属資料		57
1. 木村氏レジュメ		
2. 奈良本氏レジュメ		
3. 奈良本氏年表		
4. 奈良本氏地図		

まえがき

本資料は、2007年12月1日に開催されたNIHUプログラム・イスラーム地域研究・ワークショップ「国連パレスチナ分割決議案＜再考＞－60周年を機に」の報告・議事内容を印刷公開したものである。

開催年である2007年は、1947年11月28日に国連総会でパレスチナ分割案（国連総会決議181号）が採択されてから60周年に当たった。この決議は、イギリスによるパレスチナ委任統治終了後、イスラエル国家の根拠となり、パレスチナ問題のあり方とその後のパレスチナ人の苦難の歴史を決定づけるものであった。パレスチナ問題の直接的な起源となったこの国連決議とは何であったのかを多角的に改めて考えてみようというのがこのワークショップの目的であった。ワークショップでは、冷戦開始直後の国際政治状況、とりわけ英米ソなど大国のパレスチナ問題に対する姿勢と中東域内政治、アラブ諸国の域内情勢、そしてパレスチナの状況などを踏まえつつ、21世紀初頭の現在の時点からその60年間を批判的に振り返り、分割決議案を再考しようとした。

このワークショップはNIHUプログラム・イスラーム地域研究・京都大学拠点 KIAS ユニット1国際関係および東京大学拠点グループ2「中東政治の構造変動」パレスチナ研究班の共催で行なわれた。

日時と会場ならびに司会・報告者・コメンテーター＜敬称略＞は、下記のとおりである。

日時：2007年12月1日（土）13：30～15：30

場所：京都大学本部キャンパス・共同総合研究棟会議室（AA447号室）

司会：長沢栄治（東京大学東洋文化研究所教授）

趣旨説明：臼杵 陽（日本女子大学文学部教授）

報告者①：木村修三（前姫路獨協大学学長、神戸大学名誉教授）

報告者②：奈良本英佑（法政大学経済学部教授）

コメンテーター：①板垣雄三（東京大学名誉教授）

コメンテーター：②小杉 泰（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）

このワークショップは、本年2008年12月に開催予定の国際シンポジウム「ナクバから60年－パレスチナと東アジアの歴史と記憶」に向けての準備作業の一環として企画したものである。

【謝辞】本ワークショップの実施に当たっては、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科附属イスラーム地域研究センター（KIAS）のスタッフの方々、とりわけ仁子寿晴氏（同研究科客員准教授）をはじめとする方々の行き届いたサポートをいただいた。また、録音資料の整理には、菅瀬晶子氏（総合研究大学院大学葉山高等研究センター上級研究員）に、また本資料の編集については飯野りさ氏（国立民族学博物館共同研究員）のご助力をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

主催者である NIHU プログラム・イスラーム地域研究・京都大学拠点 KIAS ユニット1 および東京大学拠点グループ2「中東政治の構造変動」パレスチナ研究班を代表して

2008 年 10 月

NIHU イスラーム地域研究
東京大学拠点グループ2 代表
長沢栄治（東京大学東洋文化研究所）



「国連パレスチナ分割決議案<再考> —60周年を機に」

イスラーム地域研究
東京大学拠点 (TIAS)
Group 2 中東政治の構造変容
「パレスチナ研究班」

京都大学イスラーム
地域研究センター (KIAS)
Unit 1 国際関係

【日時・場所】

日時：2007年12月1日(土) 13:30～18:00

場所：京都大学本部キャンパス 工学部4号館4階会議室 (AA447)

【プログラム】

13:30-13:45 趣旨説明

臼杵 陽 (日本女子大学文学部教授)

13:45-14:45 報告1

「冷戦開始期における米ソの奇妙な協調—国連パレスチナ分割決議採択にいたる国際政治過程—」

木村修三 (前姫路獨協大学学長)

14:45-15:45 報告2

「ピール報告から181号まで」

奈良本英佑 (法政大学教授)

15:45-16:00 休憩

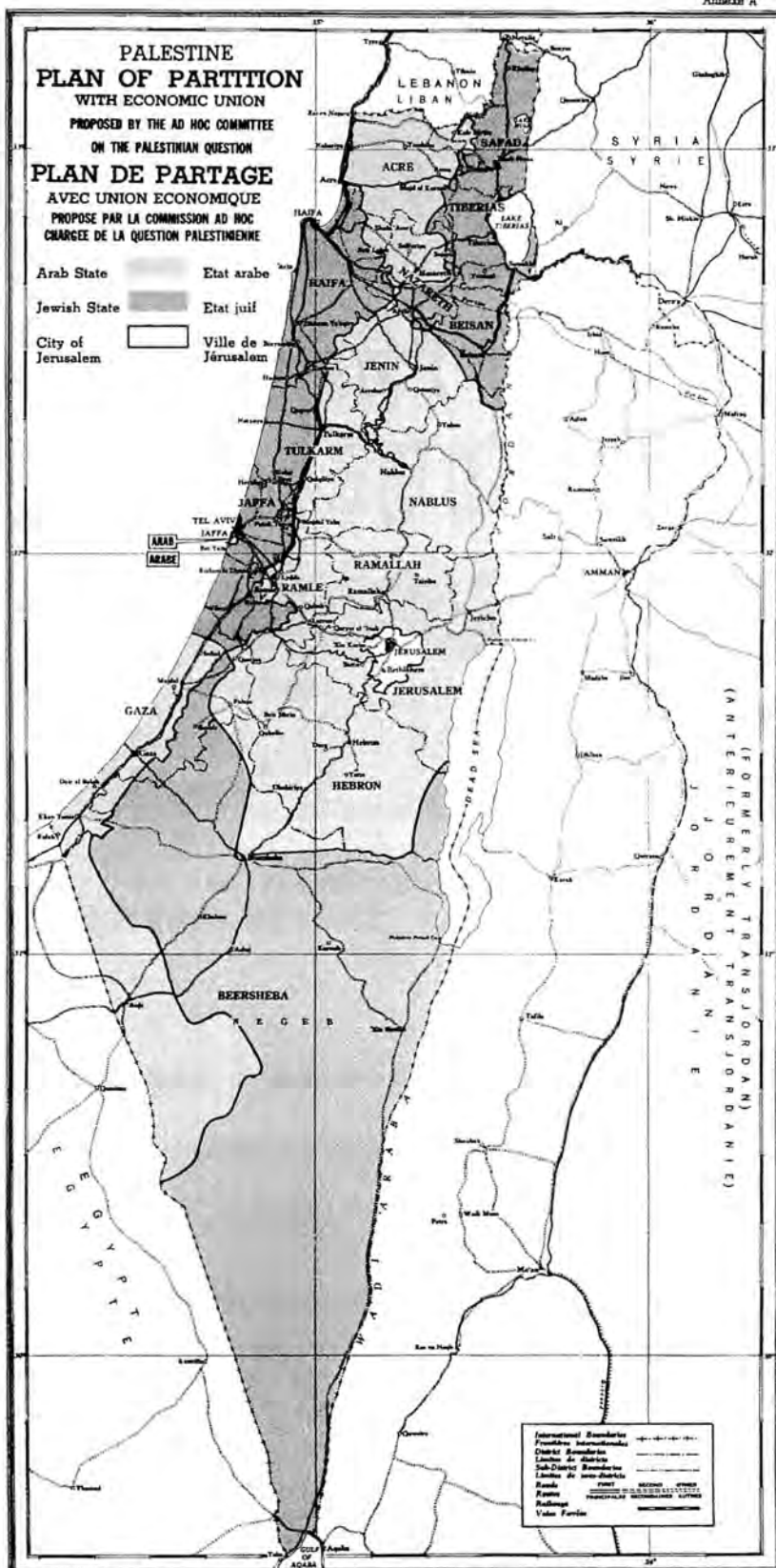
16:00-16:40 コメント

板垣雄三 (東京大学名誉教授)

小杉 泰 (京都大学大学院教授)

16:50-18:00 討論

司会：長沢栄治 (東京大学東洋文化研究所教授)



第1章 趣旨説明

臼杵 陽（日本女子大学教授）

「60周年」という言葉にはさほど意味はないにしても、この60年間はパレスチナ人にとっては不正義の連続でありました。その中の最たるものである「分割決議案」に関して、改めて考え直すことがこのシンポジウムの趣旨です。皆さまのお手元にある ASAFAS¹に作っていただいたポスターの背景になっている写真が、まさにこの分割決議案の地図です。入り口にも、パレスチナの旗とともに貼ってありますので、ご覧ください。

議論のための出発点ということで、決議案の持っている問題性をかいつまんで六つ申し上げます。第一点目が分割という問題。第二点目が大国の責任の問題です。第三点目が冷戦とパックス・ブリタニカで、この2つの問題をその中でどのように位置づけるかが重要になります。第四点目の問題は、決議案の採択そのものの不透明さであり、プロセスの問題です。第五点目は当事者の問題。これはいったい誰が当事者なのかということ。第六点目、最後の点として、エルサレムの地位の問題があり、これは現在までつながってくる問題点です。

1. <分割>という発想の問題性

第一点目の分割という問題ですが、この分割というのは、第一次世界大戦後のシリアの地、ビラードッシャーム (bilād al-shām) の分割に始まりました。その結果としてパレスチナの委任統治が開始された。委任統治という美名の下、新しい形での植民地支配。古典的な表現だとは思いますが、名前だけは委任統治になっています。19世紀以来の帝国主義、植民地主義の最大限の譲歩、支配者側による抵抗の帰結のレトリックとしての委任統治は、当初から問題を孕んでいました。このパレスチナがさらに分割されていく。37年のパレスチナ分割案が、前例として、また出発点となって、この47年の分割決議案へと至ります。分割そのものについては奈良本さんから議論があると思います。そしてまた、分割ということをいったいどのように位置づけていくのかということについて、議論ができればということになります。つまりネーション・ステートというものを作っていくということが、領土の細分化という形で問題の解決になりうるのかどうか。現在、パレスチナにおける状況が、まさにそれを象徴しているのではないかという点です。

¹ ASAFAS：京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University.

2. 英米大国の対応責任の問題性および

3. 米ソ冷戦とパックス・ブリタニカの間隙で起こったという問題性

第二点目はアメリカやイギリスの責任です。当時の大国がこのパレスチナ問題を事実上つくり出していきます。この際、第二次世界大戦が終わってから 47 年の分割決議案に至るまで、トルーマン大統領が介入してくるという問題性。つまりホロコーストの生き残りであるいわゆるユダヤ人難民といわれる人たちをどうするのかということが、直接的にパレスチナにつながられていく…、つまり英米調査委員会の問題ですが、この英米調査委員会がイギリスとアメリカの間における戦後の新しい世界地図の中で形成されていき、その中でイギリスが問題を丸投げするような形で解決を国連という場に委託するという、そのプロセスの問題性ということも含めて考えていただきたい。トルーマンはクリスチャン・ザイオニスト（シオニスト）と今時は言われているようですが、彼の政治家としての決定という側面もあります。つまり、アメリカの国防省が反対しているにもかかわらず、そのような決定を下したという点も考えていく必要があるでしょう。

さらに、冷戦はすでに始まっていました。とりわけ東アジア及びヨーロッパにおいては冷戦構造というものは貫徹されていくわけですが、他方、この地域においてはまだパックス・ブリタニカが続いていきます。その中で分割案というものが誕生し、その際、米ソが冷戦状況下であるにもかかわらず共同歩調をとっているという側面をどのように評価していくのか。この辺りは木村先生から報告をいただけるのではないかと考えています。

さらに、この点を世界規模で考えた場合、残念ながら、今日は、南アジア専門の方はいらっしゃいませんが、同時期に起こっていたインドとパキスタンの分離独立という問題との関係性、つまりパレスチナ分割ということを世界的な文脈の中に位置づけていく必要があるのではないかと思います。

4. 分割案採択の背後にある問題性

続けて、分割決議案を採択するということの問題性についても触れておく必要があると思います。国連総会決議案の前に、英米調査委員会の答申を受けてイギリス政府が国連にすべて丸投げする、その段階でできたのが国連パレスチナ特別委員会 UNSCOP² ですが、国連の場に問題が持ち越されることによって、この段階ですでに問題の質が転換してしまっていると思えます。

... the Arabs by virtue of being for centuries the indigenous and preponderant people there, and the Jews by virtue of historical

² United Nations Special Committee on Palestine

association with the country and international pledges made to them respecting their rights in it ...

from UNSCOP, Recommendations to the General Assembly, A/364, 3 September 1947

これは当時の国際的な理解というものを典型的に示していて、それぞれアラブ、ユダヤというふうに、場所に対する関係性を UNSCOP はこういう表現で説明しています。こういう発想を批判しなければならないのですが、しかしながら、こういう対照的な土地へのつながりという発想が、国連という場で国際的に承認されていく。この点はやはりもう一度考え直していく必要があるのではないか。これはよく知られた事実ですが、パレスチナでは住民はアラブ人が圧倒的な多数派であり、また土地所有というレベルにおいても、そういう事実があるにもかかわらず、ユダヤ人に対してはこのパレスチナへの歴史的なつながりを取りわけ強調するということの問題性。これは何度も繰り返し議論をしなければいけない問題ではないかと思います。

もう一点、この採択そのものの中で少数派意見、いわゆる連邦国家案と言われるフェデレーション・ステート *federation state* ということで、UNSCOP は特別委員会が構成した国の中でインド、イラン、ユーゴスラビアという、いわゆる後々に非同盟諸国の主要なメンバーになっていく国から構成されているという点と、多数派が圧倒的にヨーロッパ、あるいはラテンアメリカ諸国の代表から構成されているこの UNSCOP の構成そのものが、そもそもどうだと思える必要があるということになります。つまり国連という場は必ずしも公正性を保障しないというひとつの例ではないかと思うのです。

5. 当事者の位置づけの問題性

もう一つ、後々になって問題になった、当事者の位置づけがあります。つまりパレスチナ人という当事者が不在なのです。もちろんこの当時、パレスチナを代表するのは誰だったのかという問題はありますが、この歴史の中で国連決議 181 号が中東和平プロセスの出発点にもなっていない。つまり歴史的な問題として消し去られている、忘れ去られている、この点をどのように考えていくのか。アラブ諸国がパレスチナ人を代表する、これは後々の問題との絡みの中でやはり考えていく必要がある点です。分割決議案に反対した国、棄権した国、そして賛成した国をざっと見るだけでも、この決議案の持っている問題性が明らかになってくるでしょう。この点も指摘しておきたいと思います。

6. エルサレムの地位の問題性

最後に、エルサレムの地位の問題性です。このエルサレム問題は、現在のパレスチナ問

題においては、ある意味では象徴的な存在となっていると考えて良いと思います。問題そのものが現実の中で、すなわちパワーポリティクスの中で既成事実化されていき、181号の中に見られるこの英文の内容が、これまで一度たりとも実現されたことがないという問題を、もう一度考えてみる必要があるだろうということです。つまり、この分割案をある意味では象徴しているエルサレムをどのように考えるのか。

ほとんど思いつきに近いような形で六つの問題性を提起しました。もちろん他にも重要な問題はあるでしょう。そういう問題を含めて、今日、お二方の報告とともに議論ができればと思っています。以上です。

第2章 報告

報告 I

「冷戦開始期における米ソの奇妙な協調—国連パレスチナ分割決議採択に至る国際政治過程—」

木村 修三（前姫路獨協大学学長、神戸大学名誉教授）

木村です。私はひよんな経緯で大学の管理の役割を負わされ、ここ5～6年、ほとんど勉強をしていなかったのですが、臼杵さんから「何か話を」ということで、急遽、昔に書いたものをベースにしながら報告をさせていただきます。

私は国際政治の立場から、冷戦開始期とパレスチナ問題をめぐる米ソ関係に関してお話しさせていただきます。その中には、もちろん国連特別総会、定期総会のプロセスが含まれており、その意味でサブタイトルに「国際政治過程」と書きました。また、アメリカの場合はアメリカの国内政治過程が実は非常に重要な意味を持っております。したがって、お話しする内容は、厳密には国連パレスチナ分割決議採択に至る「政治過程」というのがより適切で、その線でレジュメに沿って説明させていただきます。

1. 第二次世界大戦終結時の中東をめぐる米英ソ関係

イギリスは戦勝国でしたが、長い間の戦争のため、終戦時にはたいへん疲弊していました。様々な統計がありますが、終戦の時には国富の4分の1に相当する73億ポンドを喪失しています。輸出は戦前の3分の1に減りました。それから、戦争中にアメリカから武器貸与法でお金を借りており、その額だけで200億ドルにも達していました。その他に、スターリング諸国からの借金を140億ドルも背負っていたわけです。ですから、たいへんな負債を抱えて終戦を迎えたのです。戦争を勝利に導いたチャーチルはドイツとの戦争が終わって直後の総選挙で敗れ、労働党のアトリー政権が登場しました。そういうことで、イギリスはもはや帝国を維持していくことはできない、これは明白でした。後に出てくるトルーマン・ドクトリンの元になりましたギリシャへの援助や軍事駐留ができないという事態も、その一環だったのです。

当時、パレスチナはイギリスが統治者として支配していたわけですが、1945年ぐらいから、ベングリオンが指導するユダヤ機関が、いわゆるDP（displaced person：避難民、難民）と呼ばれた、ヨーロッパの戦災で難民となったユダヤ人10万人のパレスチナへの移住をすぐに認めろということを要求してきました。これは45年の5月で、ドイツとの戦争が終わってすぐの時点です。イギリスはそれを拒否しました。その結果、当時のパレス

チナのユダヤ軍事組織の中で最も正統派に位置し、後にイスラエル国防軍になるハガナーの下に、分派でベギンの率いるイルグン・ツヴァイ・レウミ、さらにシュテルン・ギャングとも呼ばれたロハメイ・ヘルート・イスラエルといった、ハガナーとはそれまで共闘せずに、さまざまなテロ活動を行っていた過激な軍事組織が、全部、合流し、「ユダヤ抵抗運動」なるものを組織し、45年の秋ごろからパレスチナでたいへんな反英闘争を展開したのです。鉄道ですとか、いろんな施設を襲う。もちろん軍や警察の施設も襲う。さらにイギリスの軍人、文民も襲われる。いちばん有名なのは46年のキング・デーヴィッド・ホテルの爆破事件で、多くの死傷者が出ました。このような経緯で、イギリスにとってはパレスチナの統治もコストがたいへん大きくなりました。犠牲がどんどん増えてくるという状況であったわけです。それから、終戦直後、45年の暮れから46年初めにかけてイギリスでは66年ぶりと言われた歴史的な寒波が襲来し、極端に燃料が不足します。もちろん国際収支はたいへんな赤字で、46年の総合収支で3億4000万ポンドの赤字でした。従って、武器貸与法の借金がまだ残っていたにもかかわらず新規の借款を要請し、46年7月からアメリカから受けることになります。46年から47年にかけて、37億ドルという借款を受けることになる。これが戦争終結時のイギリスの状況でした。

アメリカは、もちろん国内はまったく損害を受けずに戦勝国となり、世界で並ぶものがないほど大きな力を持った国として戦後を迎えたわけです。第二次世界大戦前には、アメリカの中東へのエンゲージメントは非常に限られていました。もちろんアラムコなどの関係で石油を中心とする経済的な関与はあったのですが、政治的・軍事的な関与はほとんどイギリスに任せていたわけです。しかし戦中に中東への関与を深めていきます。若干の事例を申しますと、イランには42年の3月に武器貸与法を適用します。42年の1月にイギリスとソ連とイランとが条約を結び、イランの南部にはイギリス軍、北部にはソ連軍が駐留するということになりました。この条約にアメリカは参加しなかったのですが、この条約の直後にイランに武器貸与法を適用する。その後、経済軍事使節団を派遣する。これはイランの将来性を見越して、イランへのエンゲージメントを深めていこうという狙いがあったからだと思います。

43年12月のテヘラン会談では、ルーズベルトはイランの独立を尊重すべきだと、イギリス・ソ連の戦後のあり方を非常に強く牽制しました。経済援助をアメリカは強化していくのだということも述べており、この時期からイランへの関与を深めようという意図が見えていました。もちろん石油に関しては前々から大きな関与をしていたわけですが、国務省の中にあった国際石油政策委員会が1944年3月に報告書を出します。将来的に石油の消費が拡大するであろう。そこで、アメリカとしては石油備蓄公社 **Petroleum Reserve Corporation** というものを設置する。これは俗に **PRC** と呼ばれ、サウジを非常に重視し

ています。レジュメに書いた国営パイプラインというのはそれと密接に関係しており、1944年の2月に、バーレーン、クウェートからアラビア半島を斜めに横切って東地中海に至るパイプラインを、アメリカ政府が国営事業としてやるという構想です。これにはイギリスが猛烈に反対し、結局は実現しなかったのですが、そういうふうにはアメリカはイランのみならず、今度はサウジに対しても非常に大きな関与を深める姿勢を示していました。

有名なのは、45年2月のヤルタ会談の帰りにルーズベルトがアメリカの巡洋艦クインシー号でスエズ運河にある湖に赴き、サウジのアブドゥルアズィーズ国王にはアメリカのマーフィという駆逐艦に乗ってそこへ来てもらい、洋上会談を行いました。その際、アブドゥルアズィーズ国王はパレスチナ問題についての要望をルーズベルトに出しているのですが、これに対しルーズベルトは「アメリカはアラブの意思に反してユダヤ人を助けることはしない」という約束をしています。

トルーマン・ドクトリンの発表は47年3月12日。これは詳しく述べる必要はないと思いますが、要するにイギリスは47年3月いっばいでギリシャから手を引く。ギリシャへのイギリス軍の駐留と経済軍事援助はもうできない、それをアメリカに肩代わりしてほしいということを言ってきました。そこで、アメリカが急遽イギリスに代わってギリシャ援助に乗り出しますが、それがトルーマン・ドクトリンのきっかけになるわけです。

もうひとつ、トルコの問題もありました。ソ連に言わせると、トルコは第二次世界大戦中にドイツやイタリアなど枢軸国側の軍艦が商船であると偽装してきたのを知りながら、ボスポラスとダーダネルスの2つの海峡を通過させていた。だから、トルコによるこの2つの海峡の管理はもう信用できない。そこで、今後はトルコだけではなしに黒海の周辺国、もちろんトルコも含めますが、トルコのほか、ソ連・ルーマニア・ブルガリアで共同管理、共同防衛をすべきだということを言うてくるのです。しかも、その際に、ソ連はトルコ東部のカルス、アルダハンという2つの地方が歴史的にも民族的にソ連と密接な関連があると主張します。もっとも、ソ連と言っても、ソ連を構成していたグルジア、アゼルバイジャンとの関連です。そういうことで、トルコに非常に大きな圧力をかけていたのです。トルーマン・ドクトリンが具体的に施行されたのが47年5月22日のギリシャ・トルコ援助法です。すなわちアメリカはイギリスに代わって、こういう実際の軍事的・経済的な措置をとるに至った。これが一般に冷戦の宣戦布告と言われているところです。

戦争終結の過程で東ヨーロッパの国々がソ連軍によってドイツの占領から解放されたということもあり、東欧には次々と共産主義、あるいは共産主義的な国家ができていった。また、極東でも、千島列島とサハリンの南半分がソ連支配下に入りました。ソ連は東ヨーロッパや極東ではこの戦争の結果としてたいへんな拡張を遂げたのですが、中東に関しては、むしろ後退を迫られたと言ってよいと思います。先ほど述べたイランの問題ですが、北部に駐留していたソ連軍は、戦争が終わって6ヶ月以内に撤収すべきだという規定にな

っていたのです。日本が降伏文書に調印したのが 45 年 9 月 2 日です。この条約によりま
すと、それから 6 カ月以内ということで、46 年 3 月 2 日までにはソ連軍は北部イランから
撤退しなければいけないことになっていたのですが、撤退しなかった。むしろ南部に兵を
進め、さらに 45 年 12 月には例の 2 つの親ソ的な政権のアゼルバイジャン共和国、クルド
自治共和国を作ってしまった。イラン北部の油田利権についても強引に要求し、46 年 3 月
にイランとの間に石油協定を結びました。

ところがその後、イランは「ソ連軍が撤退しないのは条約違反だ」と国連安全保障理事
会に訴えます。これはアメリカが全面的にバックアップしたわけです。ソ連とイランの石
油協定は 47 年 12 月にイランのマジュリス majlis、つまり議会で 102 対 2、2 というの
はツデイ党という共産党だけが賛成したためですが、圧倒的な数で否決されてしまう。ソ
連はこういう状況の中でイランからの撤退を強いられますし、せっかく結んだイランとの
石油協定もご破算になってしまうということもありました。それから、先ほど言いました
2 つの海峡の共同管理もトルコが拒否しました。もちろんこれもアメリカがトルコをバック
アップしたのですが、ものにならなかった。パレスチナについては英米間で盛んに協議
が行われていたにもかかわらず、ソ連は完全に蚊帳の外に置かれておりましたし、また、
45 年、46 年、47 年にかけて、アラブ諸国では共産党に対する非常に強い弾圧が起こっ
ていました。この戦争が終わって、ソ連は中東ではむしろ後退を迫られるという状況になっ
ていたのです。

その中で非常に注目しなければいけないのはアメリカとイギリスとの関係です。これは
あとで奈良本先生が詳しくお話しされると思いますが、42 年 5 月のビルトモア決議
Biltmore Resolution が大きな転機となります。ニューヨークのビルトモア・ホテルで開
かれたシオニストの特別会議で、この決議が採択されました。その背景には 39 年白書で、
イギリスがシオニストの期待を裏切るような政策、つまりパレスチナをユダヤ国家に変え
ることはしない、ユダヤ移民を厳しく制限するという政策を表明したということがありま
した。とりわけ、パレスチナに受け入れるユダヤ移民は 1939 年 9 月から 5 年間に計 7 万
5000 人のほか、特別難民として 2 万 5000 人、最高で計 10 万人に限る、しかも 5 年間で
それしか受け入れないというのが 39 年白書であったわけです。42 - 3 年ごろからナチス
によるユダヤ人虐殺の様子が伝えられ、在米のユダヤ人のみならず世界中の人々に大きな
衝撃を与えていたわけですが、それを受けて、42 年 5 月にこのビルトモア決議が採択され
るのです。要するに 39 年白書を粉砕するということです。パレスチナへのユダヤ移民は
無制限に受け入れるべきだ。パレスチナの移民管理権はユダヤ機関に任せるべきだ。もう
一つはパレスチナにユダヤ人のコモンウェルス commonwealth を建設する。コモンウェ
ルスという言葉が出てくるわけです。これがビルトモア決議で、これ以降、シオニストの

運動拠点はアメリカに移っていきました。そうして、こうしたビルトモア決議の路線に基づくシオニストの宣伝活動が非常に活発に行われ、アメリカの政治プロセスにも非常に大きな影響を与えていくことになります。

たとえば44年は大統領選挙と議会選挙の年であったのですが、44年6月には共和党、次いで7月には民主党が、パレスチナへのユダヤ移民の無制限受け入れ、あるいはパレスチナを自由かつ民主的なコモンウェルスにすべきだという趣旨を党の選挙綱要に盛り込むというような事態になりますし、さらに45年12月には連邦議会が「パレスチナ決議」を採択しました。しかも、この連邦議会の決議はひどいもので、ユダヤ人のナショナル・ホーム、すなわち民主的なコモンウェルスの建設を求める、明らかにパレスチナにユダヤ人の国家を作れというような決議になっているのです。こういう状況の下で、イギリスは国連にパレスチナ問題を、先ほどの話ですと「丸投げ」することになります。

あとでお話があるかと思いますが、英米間ではいろんな協議が行われました。英米共同調査委員会があったり、あの2人の名前のついた委員会の報告があったり、いろいろあったわけですが、イギリスのパレスチナ政策は最初から一貫したものがほとんどありませんでした。イギリスは支配を正当化するために委任統治という制度を利用しただけであって、そこには最初から矛盾があったのです。委任統治の本来は自治の遅れた人々が自治能力を身に付けるまで国際連盟に代わって特定の国が統治をして、最終的にはその自治を認めるというのですが、パレスチナの委任統治はバルフォア宣言に基づいて行われるということですから、もともとそこにいる多数派の住民でない人たちのナショナル・ホームをつくるのを前提に委任統治が行われたという、最初から矛盾があったのです。したがって、イギリスの委任統治政策は常に揺れ動いていたわけです。だから、ある時にはバイ＝ナショナル・ステイト bi-national state¹案を出したり、ある時には分割案を出したりする。ただ、実際問題として、イギリスはもうパレスチナの統治は続けられないとは言っても、暫くの間はなんとかプレゼンスを残したいという未練もあったのではないかと思います。それは例えば、「今度は信託統治ではどうだろうか」という考え方が折々に出てきたことに表れています。しかし、最終的にはパレスチナの状況にすっかり手を上げ、もう国連に何とかしてくれというのがパレスチナ問題の国連への提訴です。あとはレジュメのとおりで、読んでいただければだいたいわかるのですが、これは全部、国連の公式記録に残されているものです。私はかつて公式記録に当たったことがあるのですが、今回は改めて当たる暇がありませんでした。ですから、ほとんどは二次資料に基づいた報告であることを、お断りしておきたいと思います。

¹ bi-nationalism：一国二民族主義、一つの国家に二つの民族が共存するという思想。

2. 国連特別総会におけるパレスチナ問題の審議

イギリスはパレスチナ問題を次の定期総会で取り上げるようにと、47年4月に国連に訴えます。ただ次の定期総会は9月なので、かなり期間がある。それまではとても待てないので、特別総会 Special Assembly を開いて、そこで委員会をつくり、次の総会のための調査をしたうえで報告と勧告をさせてはどうかというのがこの提訴の趣旨でした。それに基づいて国連の特別総会が開かれます。これは今の国連ビルが完成する前のことで、ニューヨークのフラッシング・メドウにある議事堂で開かれました。アラブのほうはエジプト、イラク、シリア、レバノン、サウジアラビア。これは共同ではなく、それぞれ別個に出したようですが、「パレスチナにおける委任統治の終了及びパレスチナの独立宣言」を議題にしると提案したものの、否決されてしまいます。レジュメにある一般委員会とは議院運営委員会みたいなもので、そこでまず否決され、特別総会でも否決されます。そうして、まず実態を知る必要があるということで、国連パレスチナ特別委員会（UNSCOP）の設置になるわけです。

その設置は最初、アメリカが提案します。ディスインタレスティド・メンバー・ステイト *disinterested member states*、すなわち利害関係のない国で構成する委員会をつくって、現地調査をさせて、その上で報告と勧告をさせようということです。国連の組織は総会のほかに委員会がありますが、政治・安全保障問題を取り扱うのが第一委員会で、構成は総会とまったく同じです。総会の下にある第一委員会でまず審議をするのです。ソ連はこの時点では「パレスチナをバイ＝ナショナル・ステイトとして独立させるべきだ」と主張していたものの、結局はアメリカに歩み寄り、特別委員会の設置に同意します。

次に特別委員会の構成が非常に問題になるのですが、それについてはアルゼンチンから提案がありました。その提案では常任理事国を全部含ませる。それから、アラブの5カ国から抽選で1カ国、あとは米州から3、大洋州から1、アジアから1、アフリカから1の計12カ国で構成してはどうかというものです。これに対して、アメリカは常任理事国が入ると、ディスインタレスティド *disinterested* とは言えないから外すべきだということで、具体的にはカナダ、チェコスロヴァキア、イラン、オランダ、ペルー、スウェーデン、ウルグアイの7カ国で構成するようにと提案したわけです。アメリカの国連代表部はこの時点では、特別委員会から報告なり、勧告が出るまではパレスチナ問題をどう解決するかについて態度は一切明確にしない、委員会の報告が出てから、アメリカの立場を明確にするということを言っておりました。ただ、イギリスの国連代表団長であったカドガンは最初から釘を刺しておりました。「イギリス政府はイギリス政府にとって認められないような総会決議を実施に移す意図はないし、パレスチナのユダヤ人とアラブ人の双方に受け入れられないような解決策をその双方に押し付けるつもりもない」と言明しています。自ら国連にパレスチナ問題を「丸投げ」しておきながら、最初から釘を刺していた。これは、い

かにもイギリス的なやり方であったと思われます。

トルーマンのことについて触れなければいけないのですが、トルーマンは、ルーズベルトが45年の4月に亡くなり、期せずして大統領に就任しました。ルーズベルトの時点ではパレスチナ問題について、はっきりした立場を出していなかったのですが、大統領に就任しますと、アメリカのシオニストからものすごい勢いで彼に対して働きかけが行われるわけです。トルーマンは議員になる前は小売商をやっていたそうで、その時のパートナーがユダヤ人のイディー・ジェイコブソン（ヤコブソン）です。非常に仲のいいパートナーで、その人からユダヤ人の問題についていろいろと訴えられ、非常に強い関心を持つようになったと言われています。4月12日にトルーマンは大統領に就任しますが、早くも4月20日にはアメリカ・シオニスト緊急委員会の会長でラビのステイブン・ワイズがホワイトハウスを訪問し、「イギリスが、ヨーロッパで今、行くところがなくて困っているユダヤ人をパレスチナに受け入れない。これは由々しい人道上の問題だ」と訴えるわけです。45年にトルーマンはチャーチル、—これは任期の最後の時ですが—、に手紙を出すのですが、チャーチルは返事をよこしませんでした。その後、アトリーが就任して、アトリーにも「10万人のユダヤ難民を即時受け入れよ」という趣旨の手紙を出すのです。アトリーとしたら、それは困るわけで回答をよこさない。トルーマンは「私がこういう要請をしたにもかかわらず、イギリス政府はまったく答えてくれなかった」と45年9月29日に一方的に発表するというようなこともありました。

その後、イギリスのハーバート・モリスン、アメリカのヘンリー・グレイディが中心となった英米調査委員会による、モリスン・グレイディ案など、いろんな案が出ました。最後の案では、移住の問題よりはむしろバイ＝ナショナル・ステイトを打ち出したのです。当面の措置としてバイ＝ナショナル・ステイトにしておいて、あとで別々の国家にするかどうか住民投票で決めようというのがモリスン・グレイディ案の骨子で、これにはシオニストが猛烈に反対しました。そこでトルーマンはモリスン・グレイディ案を棚上げにし、むしろ45年10月にもう一度、アトリーに手紙を送り、10万人のユダヤ難民の即時受け入れを要請します。

こういう形で最初からトルーマンはパレスチナ問題というよりは、むしろユダヤ難民のパレスチナへの移住に大きな関心を寄せていました。彼自身のメモワールを見ても「パレスチナの将来の問題について、アメリカはいろんなことを言うべきではない。ただ、ユダヤ人の移住に関しては絶対に実現しなければいけない」ということを強調しています。トルーマンの一番の問題は、これを民族自決の原則と引っ掛けて強調していることです。例えばメモワールの中に、「パレスチナに民族郷土を再建する機会をユダヤ人に約束したバルフォア宣言は、ウッドロー・ウィルソンの崇高な思想、特に民族自決の原則と同じ精神に

立脚するものだ」と常に私は考えてきた」と書かれています。先ほどこちよっと触れましたが、民族自決ということを非常に都合よく捉えて、しかも、それが崇高な原則だということで、トルーマンはユダヤ人のパレスチナへの移住を強く促すことになったわけです。

トルーマンはそういうことでしたが、実は当時のアメリカの官僚機構、これは国務省のみならず国防省、もちろん国連代表部も、全部、この分割という考えには反対でした。それから、ユダヤ人の移住にも非常に消極的でした。消極的であったのですが、トルーマンはパレスチナの将来の問題とユダヤ人の移住の問題とをまったく別に考え、移住だけとはとにかく実現させよう、最初はそういう気持ちであったわけです。彼に最初に働きかけてきたシオニストは、まずそれでトルーマンの心を捉えることに成功しました。ところが、トルーマン自身はだんだん変わっていきます。この点については、あとでまた触れますが、いずれにしてもこういう状況の中で、国連の審議が進んでいくことになります。

詳細はレジュメに記しましたが、UNSCOPは最終的には11カ国で構成され、付託事項は、「特別委員会は現地調査を実施したうえで47年9月1日、つまり次回の定期総会の日までに総会に対して報告を作成し、パレスチナ問題の解決にとって適切と思われる提案を準備するものとする」とされました。ところがソ連とインドは「これだけでは不十分だ。パレスチナ問題の解決の前に『民主的な独立パレスチナ国家を遅滞なく樹立することを含む』という文言を付け加えるべきだ」という修正案を出しましたが、これは否決されました。

このような経緯で特別委員会が設置されることになりますが、特別委員会を構成する国についてもシオニストから猛烈な働きかけがありました。国というよりは人を見ながらシオニストはこういった働きかけをしていました。ここに名前を挙げる2人、グアテマラ代表のフォルゲイ・ガルシア・グラナドス Jorge Garcia-Granados とウルグアイ代表のエンリケ・ロドリゲス・ファブリガット Enrique Rodoriguez Fabregat は、前々からシオニズムに非常に同情的で、ユダヤ人に非常に共感を抱いていました。この2人が代表を務めている国をどうしても特別委のメンバーにしろと働きかけて、事実、これは成功し、この2つの国が入ります。イスラエル建国後、テルアビブの街の通りには、シオニズムに貢献したいろんな人の名前が付けられましたが、このグアテマラとウルグアイの代表の名前の付いた通りもテルアビブの街に残っています。それだけ、この2人がシオニズムに貢献したということだろうと思います。

3. グロムイコ演説の衝撃

ソ連のグロムイコ代表ですが、レジュメに書いてあるとおりで、従来、ソ連はシオニズムを「ユダヤ・ブルジョワジーによるアラブ労働者階級搾取の運動だ。帝国主義の手段だ。

パレスチナの分割は英国統治の永続化を図る策謀だ」と非難していました。47年1月から2月にかけて、ロンドンで英帝国共産党会議が開かれていましたが、ここでも「分割反対」ということが打ち出されていました。これは従来のソ連の路線に沿ったものです。ところが、国連代表であると同時に外務次官でもあったグロムイコが5月14日の総会で驚くような発言をしました。ここに書いてあるとおりです。「基本的にはもちろん単一の民主連邦国家が望ましい。しかし、今はもう不可能だから、次善の策として2つに分離し、それぞれを独立させるべきだ。それはやむをえないのだ」という主張です。当然ユダヤ国家が樹立されることになるわけですが、ユダヤ国家についても、ここに書いてあるようなことを長々と述べて正当化したのです。これはシオニストにとっては非常に大きな驚きであると同時に、喜びでもありました。そこで、レジュメに書いたような反応が出てきます。時間の関係で省略しますが。

4. UNSCOP 報告の審議

そこで、この UNSCOP の実際の活動が始まります。5月26日に最初に招集がかかりますが、その時は11カ国のうち5カ国しか代表が集まらず流会になります。それで、6月2日に改めて初会合を開き、スウェーデン代表を委員長、ペルー代表を副委員長に選びます。ここでちょっと面白いのは、「ニューヨークでは UNSCOP の活動は行わない」と決めたことです。なぜならば、ニューヨークはシオニストの猛烈な宣伝活動の本拠地で不適切だ。だから、ニューヨークでは今後、会合を開かない。それから、「DP キャンプ、すなわちユダヤ人の難民キャンプへの訪問は行わない」ということも実は決めています。前者は実際そのとおりに行われました。しかし、DP キャンプへの訪問は、先ほど言いましたグアテマラとウルグアイの代表が行っています。それから、この委員会はエルサレムでユダヤ人やイギリスの関係者からもちろんヒアリングをします。ところがアラブ側はこれをボイコットし、エルサレムでは、－あとでベイルートなどへ行ってからやっていますが－、アラブ側からのヒアリングはなかったのです。ヒアリングをやっている最中はパレスチナではユダヤの反英活動がものすごく盛んになっていた時期で、さらにマーシャル・プランをめぐる米ソ関係がますます冷却化していた時期でもありました。マーシャル・プランの対象にはチェコスロヴァキアやポーランドなども含まれており、これらの国も受け入れを望んでいたのですが、ソ連の強い圧力で、拒否することになります。それから、エクソダス号事件。これはユダヤ難民を乗せてパレスチナにきた船を無理やり引き返させたという事件で、世界中の注目を集めていました。

そういう状況の中で UNSCOP の活動は行われます。8月中旬に10回の会合を持ち、それぞれの代表からいろんな意見を出させるということをやリ、最終的にはこの3つを盛り込んだ報告書が出されます。一つがジェネラル・リコメンデーション、すなわち一般的な

勧告で 12 項目あるのですが、その中の 11 項目は全会一致で採択されました。最後の第 12 項目だけはウルグアイとグアテマラが反対しました。反対した内容はここに書いてあります。「ユダヤ人の問題とパレスチナの問題は本来別個である」、要するにパレスチナ問題の解決がユダヤ人問題の全体的な解決となるとみなしてはいけないということですが、ウルグアイとグアテマラが反対をしています。あとの 2 つはご承知のように多数派案と少数派案で、多数派案が分割です。これは経済連合を伴った 2 国化、2 つの国家の樹立です。少数派案がひとつの連邦国家です。もちろんアラブ側は、この多数派案を強く非難しました。ただ、ここでトランス・ヨルダンだけは非常に微妙な動きをしています。トランス・ヨルダンのアブドゥッラー国王は、トランス・ヨルダンはどういうわけか、まだ国連に入っていなかったのですが、むしろ 2 つに分けた一方のアラブ国家を自国に併合しようという考えを持っていて、それは、実はいろんな人に工作していたということが、いろんな資料に出てきています。ユダヤ機関も最初はこの多数派案に必ずしも全幅的に賛成したわけではなく、不十分だということで難色を示したようですが、最終的に受け入れを表明しました。特に在米ユダヤ人組織がこぞって多数派案を受け入れるよう主張しました。イギリス政府当局者は、ロンドンの本省もエルサレムの出先も、いずれもこの多数派案は実行できない、不公正だということで非常に否定的な評価でした。アメリカの国務省もまた多数派案に強い反対の意向を持っていました。ところが、シオニストの側から猛烈な工作が特にホワイトハウスに向けられ、47 年の第 3 四半期には 6 万 5000 通、第 4 四半期には 7 万 8000 通の電報やハガキや手紙がホワイトハウスに殺到しました。アメリカは多数派案の国連での採択のために努力せよという働きかけです。

国連総会は 9 月 16 日に開かれました。本来、すぐに総会で取り上げるのですが、パレスチナ問題は非常に大きい問題ですし、またこの総会では議題が非常に多くありました。マーシャル・プランをめぐる対立に加えて、共産圏ではコミンフォルム結成への動きがすでにあり、米ソ関係が非常に悪くなって国際緊張が高まっていた、そういう状況の中で総会の議題が非常に多かったものですから、総会と同じ構成ですが、アド・ホック委員会 Ad Hoc Committee — 日本語に訳すと紛らわしいのですが、このアド・ホック委員会というのはパレスチナ特別委員会とは違い、総会と全く同じ構成メンバーで成立しています。報告の最初に特別総会 Special Assembly という言葉が出てきましたから、ますます紛らわしいので、アド・ホックと言っておきます—、そこでパレスチナ問題を審議することになったのです。

アメリカの代表団はアメリカとしてこの審議にどう臨むかということで、事前に打ち合わせ会を開いています。国務省のロイ・ヘンダーソンという人が実は近東アフリカ局長で、彼は、「多数派案の実施は武力行使を伴わずしては不可能だ。これは大きな流血と惨事を招

くのは必至だ。しかも、これにもしアメリカが賛成すれば、アメリカとアラブ・イスラム諸国との関係は悪化を避けられない。だから、アメリカとしては反対すべきだ」と主張しました。代表団としてはだいたいその線でいこうということでもとまりました。そこでヘンダーソンはその線に沿って9月22日に「覚書」を作成します。この「覚書」はかなり長いものですが、それをマーシャル国務長官に提出するわけです。ついでに言いますと、マーシャルの前任者のバーンズ国務長官はパレスチナ問題にはほとんど関わろうとせず、ひたすら避ける姿勢で、次官のアチソンに任せきりにしていました。トルーマン大統領は非常に熱心だったけれども、バーンズは、パレスチナ問題にはできるだけ自分では触らないようにした。結局、アチソン次官がバーンズの代わりにやったのですが、アチソンもまた、ユダヤ国家の樹立とユダヤ移民の受け入れには反対の立場でした。そのことはアチソンのメモワールにも書かれています。いずれにしても、ロイ・ヘンダーソンは、多数派案でも少数派案でも問題を解決できないから、アメリカとしては暫くの期間、パレスチナに信託統治制度を適用して、そのあとでパレスチナの住民投票によって問題を解決すべきだ、そういう線で各国に働きかけるべきだという趣旨の「覚書」を作ったのです。

マーシャル国務長官もそれでいこうかということだったのですが、その動きを察知したのがホワイトハウスのトルーマンの側近たちです。レジュメには書いておりませんが、当時のトルーマンを取り巻く人々は、国務省では最初はバーンズです。しかしバーンズはほとんどわれ関せず、逃げてばかりいました。バーンズの下にアチソン次官。アチソンは自分で取りまざるを得なかったのですけれども、彼は国務省のキャリアの線にだいたい沿っていました。次はバーンズの後に国務長官になったマーシャル。マーシャルもトルーマンほど熱心ではない。どちらかというと、国務省のキャリアの意見に耳を貸すということでした。マーシャルの下に国務次官がロバート・ロベットという人物。これもそうです。その下が近東局長のロイ・ヘンダーソン。前のイラク大使です。国務省の政策企画局長には例のジョージ・ケナンがいました。ケナンも実はアメリカがパレスチナ問題で、このようにシオニズムに近づきすぎるのはよくないという考えを持っていましたし、初代国防長官のジェームズ・フォレスタルはトルーマンのやり方に猛烈に反対でした。また、この分割案を進めていくと軍事紛争が起こるのを避けられない。そうになると、アメリカ軍が巻き込まれる危険性がある。それは困るということで、統合参謀本部もまた分割案には非常に否定的であったわけです。

ところが、ホワイトハウスのトルーマンを取り巻く人たちの中には、シオニズムの考え方に非常に強く共鳴する人がいました。レジュメにちょっと書いておきましたが、そのトップはデイビッド・ナイルズで、ルーズベルト時代から引き続き少数民族問題担当の特別補佐官を務めてきた人物です。少数民族問題担当と言っても、実際にはユダヤ人問題です。この人が非常に強くトルーマンに働きかけを行います。ユダヤ人の大統領補佐官ないし顧

間は全部で3人いたのですが、もう一人はサミュエル・ローゼンマンという法律問題担当補佐官、もう一人は顧問のクラーク・クリフォードです。それから、ユダヤ人ではないけれども、シオニズムに強い共感を持つ人がいました。例えばジョン・ヒルドリングという将軍がホワイトハウスに軍事問題顧問としておりましたが、この人はシオニズムに非常に同情的でした。レジュメにいろいろ書いてありますように、9月10日にナイルズがトルーマンを説得し、シオニズムに同情的なジョン・ヒルドリング将軍とルーズベルトの未亡人のエルノア・ルーズベルトをアメリカの国連代表団のメンバーに加えさせました。しかも、今後のアメリカの国連における方針は国務省経由ではなしに大統領からヒルドリングを通じて指示を出すということにしてしまったのです。その結果、トルーマンの指示により、10月11日のアド・ホック委員会でアメリカのジョンソン代表が、「アメリカは領土配分に関する若干の修正を条件にして多数派案を支持する」ということを、初めて公式に表明しました。アメリカの支持表明はその後の審議に非常に大きな影響を与えたと思います。この領土の修正の内容については、時間の関係で省略します。レジュメを読んでもいただければわかると思います。

ところが、ソ連側では10月13日に、グロムイコが5月14日以来、久々にアド・ホック委員会で演説し、「多数派案を支持する」と言明したのです。またツァラプキンという別のソ連代表も本会議で同じ日に多数派案を支持する演説をしました。ソ連が支持の理由として述べたことは、レジュメに記した通りです。そこで、いよいよ採決になるわけですが、パレスチナ問題の採決は、アド・ホック委員会では、まず11月24日に少数派案を否決します。そして、25日に多数派案を賛成25、反対13、棄権17で可決します。ただ、国連総会の採決には重要事項というのがあります。これは後に中国代表権問題審議の際に日本でも大いに話題になりました。重要事項とされた議題の可決に関しては、出席し投票するメンバーの3分の2以上の賛成が必要です。パレスチナ問題も当然、重要事項とされており、賛成25、反対13では3分の2には足りませんでした。シオニストにとってはアド・ホック委員会で可決されただけではだめで、当然のことながら、総会で正式に可決されなければならない。だから、3分の2の賛成を確保するために、ものすごい勢いで活動を展開するのです。この25日にアド・ホック委員会で採決して、すぐ総会でやればいいのですが、まず総会の日にちを延ばすよう工作し、成功するわけです。その間にいろんな圧力をかけます。様々な資料があるのですが、最大の圧力対象となったのが棄権をした2つの国、ハイチとリベリアと、欠席したフィリピンです。レジュメに書いてあるような人たちがものすごい勢いで働きかけを行います。非常に露骨なこともやるわけです。トルーマン自身は「私は一切圧力をかけなかった」とメモワールの中で述べていますが、いろんな人の書いたものを読みますと、トルーマン自身も、いろいろな働きかけを行ったことは

まず間違いありません。11月29日に総会の採決が行われたのですが、その日は1万人という、たいへんな数の人が傍聴券を求めて殺到しました。しかも、ほとんどはシオニズムに共鳴する人々でした。結局、総会ではこの決議181号、国連パレスチナ分割決議は、賛成33、反対13、棄権10、欠席1で採択されることになるわけです。アド・ホック委員会で反対、棄権、欠席した国から、ハイチ、リベリア、フィリピンなど7カ国が賛成に回ったということになります。

ところで問題は、なぜ、ソ連は従来の姿勢を完全に変えて、この分割決議案に賛成したのかということです。これにはいろんな憶測がなされています。もちろんソ連側は建前論しか言ってこなかったわけで、例えば採択されたあとにもソ連がそれに賛成したのは、それが正当であったからだという宣伝戦を繰り返します。それに関連して、ソ連の変節を攻撃したアラブ諸国をアラブ反動派として非難する、特にアラブ連盟を帝国主義の道具として非常に激しく非難するということが行われました。

時間がないので詳しくは触れませんが、アメリカの姿勢がその後、よろめくのです。というのは、ユダヤ国家が樹立されれば戦争は不可避だという状況になってくると、48年3月19日の安全保障理事会に、アメリカは今度はパレスチナを信託統治の下に置くという案を提出するのです。トルーマンがなぜ、この新たな案の提出を認めたのかということについてはいろいろ議論がありますが、結局、アメリカの新提案は挫折します。ところがソ連はこれを捉え、「アメリカがこういうふうには後退したのはまさしく帝国主義の本性を現したものだ。パレスチナのユダヤ人及びアラブ人の民族自決権の行使を妨げるものだ」と強く非難し、分割決議の正当性を再び強調しました。イスラエルが独立を宣言したのが48年5月14日ですが、ソ連は3日後の17日にイスラエルを法的に承認しました。アメリカのトルーマン政権は5月14日、すぐに承認したのですが、実はトルーマンが閣僚の反対を押し切って承認したのです。要するにトルーマンの独断専行であり、しかもイスラエルの独立を事実上、承認したにすぎなかったのですが、ソ連は実は大国として最初に法的に承認した国でもあったわけです。

そこで、なぜそうなのかということです。これにはいろんなことが言われてきました。例えば、有名なウォルター・ラカーは、「パレスチナ問題は当時のソ連にとっては第二義的な重要性しかなかった。その後の事態の発展に鑑みれば、分割決議案支持という行為は、ソ連外務省の誰かが勧告したのをスターリンが上の空で聞き、よく考えずに承認したのではないだろうか」というようなことを述べています。しかし、これは信じられないと思います。確かにパレスチナ問題は当時のソ連にとっては最重要問題ではなかったかもしれませんが、従来のソ連の政策を大きく転換するにあたって、スターリンが上の空であったなどということはありません。グロムイコは後に次のように言っています。「ソ連

に関する限り、外交問題にはただひとつの論理しかない。すなわち、ソ連にとって何が利益であるかという論理である」と。まさにソ連の外交は、ソ連の利益を高めるために追求されている、だから、ウォルター・ラカーが言うように、上の空などということはあり得ないと思うのです。

そこで考えられる理由ですが、まずイギリスを追い落とそうという狙いです。今まで述べてきたように、戦後、イギリスは多くの植民地を失いました。ギリシャ・トルコでも、もう従来のような政策を続けられない状況に追い込まれました。これはアメリカに委ねます。しかし中東全体では依然として他の国よりも大きな影響力を持っていたし、持ち続けたいということがあったと思うのです。事後的に考えますと、イギリスがスエズ以東から軍事力の完全な引き揚げを決定するのは、1970年になってからです。だから、やはり中東でのプレゼンスには非常にこだわっていた。経済的に弱ってしまったイギリスが、パレスチナで従来のような直接統治を続けることは論外であるとしても、例えば信託統治制度を援用しながらある程度の影響力を持ち続けるようなことがあるとすれば、ソ連にとっては具合が悪い。だからソ連としては、イギリスのパレスチナ統治に最も強く反対していたユダヤ人の国家樹立を支持することが、イギリスをパレスチナから完全に追い落とすのにいちばん近道だ、こういうふうに考えたのかもしれない。

もうひとつは、アメリカとイギリスとの間にくさびを打ち込もうという狙いです。先ほども述べましたように、例えばギリシャとトルコに関しては、イギリスに代わってアメリカが積極的に乗り込んでくる。つまり、イギリスの力が弱くなったところにはアメリカが積極的に参入し、いわば米英の連携でソ連の影響力拡大を阻止しよう、これがまさに中東・西アジアで一般的に見られた動きであったわけです。ところが、パレスチナ問題に関する限り、イギリスの政策とトルーマン政権の政策とは大きく食い違っていました。アメリカとイギリスの政策が大きく食い違う問題というのはなかなかない現象で、パレスチナ問題はまさに数少ない、そうした問題でした。だからソ連は、分割案に賛成することによって、一方ではイギリスの追い落としを図ると同時に、イスラエル国家樹立の第一次的な責任を後々はアメリカに被せて、長期的にはアラブ側の対米不信感を促すマヌーバーの余地があるのだというふうに考えたのかもしれない。実際問題として、アメリカは第一次中東戦争が起こったのち、イスラエルだけではなしに、中東戦争当事国への武器輸出を禁止します。イスラエルに大々的に武器供給をしたのは、実はチェコスロヴァキアなのです。チェコというのは、ソ連の OK があって初めて武器供与ができたわけです。ただ、アメリカはイスラエルの独立直後にイスラエルに1億ドルの経済援助をしています。中東戦争の初期にイスラエルへの武器供給を積極的に行ったのはチェコなどの共産圏なのです。ところが、それはあまり問題にならなかった。むしろアメリカからの経済援助が非常に目立ちました。それから、アメリカからたくさんのユダヤ人、第二次世界大戦で実戦体験を積んだたくさ

んのユダヤ人元将兵が、義勇兵としてイスラエルの戦争に参加しました。ですから、むしろアラブ側からは、アメリカとイスラエルとの結託が強く非難されることになります。それもまた、ソ連の思惑のなかにあったのかもしれませんが。

それから、これは先ほどもちょっと触れましたが、アラブの保守勢力に対する失望感が大きかった。ソ連はアラブの民族主義の高まりにかなりの期待を寄せていたふしがあったのですが、しかし、実際問題として、アラブの指導者の一部は大戦中にナチスに近づいた、あるいは協力したということもありました。また、アラブ連盟が1945年3月に結成されましたが、最初はほとんどイギリスに動かされる機構にしかすぎませんでした。エジプトもイラクもイギリスと条約を結び、ほとんどイギリスの意のままになっていました。ですから、当時のアラブの国々は、ソ連の期待に添うどころかむしろ失望を与えるものにすぎなかったということです。それとは逆に、シオニストの中には、もちろん共産主義者もいましたし、共産主義とはいかないまでも、社会主義の影響を受けた人がたくさんいました。例えばユダヤ機関のパリ代表を務めたモシェ・スネー **Moshé Sneh** という人は、先ほど述べた対英武力活動の総司令官になった人で、ハガナーの司令官でもあった人ですが、この人などはソ連と非常に近かったわけです。要するに、シオニストの側には、こういう社会主義的な考え方を持った人が最初はたくさんいました。パレスチナにおけるユダヤ人の反英闘争も、イギリス帝国主義に対する闘争なのだとすることを、シオニストの一部の人たちがソ連に強調していたということもあります。だから、新生イスラエルは将来、中東における進歩的な勢力となるのではないかと、そういう期待もある程度はあったのではないかと思います。ただし、本当のことはわかりません。

ソ連が解体されてから、クレムリン内部の極秘資料がかなり公開されたと聞いております。もっとも、プーチンになってからは、また隠すようになったという話もあります。しかし、今のロシアは、ソ連時代とは比較にならないほどオープンな社会でしょう。私がこの問題に関心を持って調べた頃は、ソ連側の資料にはまったくアクセスできませんでした。そこで、いま中東学会の若い人たちにぜひお願いしたいことは、ロシアでは、この当時、ソ連がなぜこういう行動をしたのかということについての資料も、いろいろと探せばきっと出てくるのではないかと思いますので、若い人たちには、この問題についてもっともっと調べていただきたいと思うのです。以上、たいへん舌足らずで申し訳ないのですが、私の報告を終わらせていただきます。

報告Ⅱ 「ピール分割案から 181 号へ」

奈良本 英佑（法政大学教授）

奈良本です。よろしくお願いします。

私は昨年の夏に、イスラエルの作っている「壁」反対闘争をやっている、ラーマッラー近くのビルイン村へ行き、たまたまそこでウリ・アブネリ²に会いました。彼はいつもやってくるんだそうです。もう 80 歳を過ぎているのですが、イスラエル兵の前に行って、若い人たちと一緒に座り込みをやっている。そのウリ・アブネリが最近書いた「オムレツから卵はつくれない」というコラムを読みました。私は彼にインタビューしたこともあります。第二次世界大戦が終わった当時、彼は、ごく少数派のバイ＝ナショナリストでした。しかし、分割決議案ができて、そして戦争が始まってしまった。もはやバイ＝ナショナリズムは不可能になった。だから、現在は二国共存しかないんだという議論をずっとやっている人です。その彼が書いていることで少し驚いたのが、「第二次世界大戦が終わったあと、1947 年に国連が分割決議を行った。－その結果、新しい中東戦争が始まるのですが－、これは現実を見据えた非常に賢明な決議であった」と書いてあったことです。彼は数少ない勇気あるイスラエル人で、パレスチナ人に対する権利抑圧、占領政策を一貫して批判してきた人ですが、その彼が 181 号を賢明な決議であったと言っている。つまり、ウリ・アブネリをしてそう言わしめるものが、やはりどこか問題の根底にあるのではないか。今日はそれを議論する時間はないのですが、私が今回の報告を準備している間にそういうコラムが出て妙に思ったので、最初にご紹介しておきます。

I. シリア分割

私の話は「ピール分割案から 181 号へ」ということですが、先ほど木村先生がお話をされたように、これに先立つバルフォア宣言、あるいはそのバルフォア宣言を受けた国際連盟の委任統治の決定というものは、最初から矛盾を含んでいました。当時のアメリカの外交官たちもそういう指摘をしています。「ヴェニス商人」で下される判決、シャイロックが「肉は切ってもいいけれども、血を流すな」と同じだと、ある外交官は言っています。委任統治が始まって以降、最初から矛盾をはらんだこの問題をどう解決していくのかというところで、さまざまな提案が行われ、さまざまな交渉が行われた。その解決案と呼ばれるものは非常に多様な展開をみせますが、最終的には 181 号に収斂していった。その経過を短い時間で、できるだけ簡潔・明瞭にお話しできればと考えています。

先ず、パレスチナ分割の前にシリア分割があった。これはご存知だと思います。そのシ

² Uri Avnery (1923 年ドイツ生)：イスラエルの左派平和活動家。

リアを分割して、パレスチナにイギリスの勢力圏を築くべきだと最初に提案した人が、ハーバート・サミュエルです。そのあと、サミュエル・メモとは矛盾するサイクス＝ピコ協定が結ばれるのですが、いろいろ曲折を経てバルフォア宣言が出される。シオニストがイギリスの政治家や官僚に働きかけて大成功を収めたわけです。それに従って、1920年のサン・レモ会議で、パレスチナをイギリスの委任統治の下に置くことが決まり、その後、いくつかの国際的な会議を経て、最終的には1923年にこのパレスチナの委任統治がスタートする。この辺のところはだいたいご存知だと思います。

II. パレスチナ

パレスチナの委任統治が始まった時に問題になった三大テーマは終始変わりませんでした。ひとつは移民。もちろんシオニストの移民です。シオニストが推進するユダヤ人移民、あるいはユダヤ教徒移民、これをどうするか、どこまで認めるか、どういう条件で認めるかという問題。もうひとつは土地の問題です。これはシオニストの資金団体・機関がパレスチナにおける土地の買い占めをやっていくわけですが、そのことによって、当然、農民が村から流出するとか、さまざまな問題が起こります。この、土地の移転、売買や譲渡などをどうコントロールするのか、どのような条件で許可するか、どんな制限を設けるか、これが第二の問題。第三の問題が、パレスチナの将来の政体をどういうものにするか。これが、これからお話をする自治案、連邦案、分割案とかいう形で展開をしていくという運びになります。

イギリスがパレスチナをどう支配するのか、どう統治をするのかというところで、最初の指針となったのが1922年に出たチャーチルの白書 Churchill White Paper です。バルフォア宣言をどのように解釈するかというところで最初の指針として出されたのがこの白書で、まず、「パレスチナ全土をナショナル・ホームにするのではない」という言い方をしています。しかしながら、「パレスチナへの移民はユダヤ人の権利であって恩恵ではない」とも言っています。それから、これが後にしばしば議論されるのですが、「移民の受け入れは経済的な吸収能力、つまりパレスチナの経済力に見合ったものでないといけない」。将来の政体については、「一方的にユダヤ人の支配を押し付けない」、これは例のバルフォア宣言にある「非ユダヤ人の権利を侵害しない」という文言を受けたものですが、このような原則が定められました。イギリスの政策は、理論的にはこの原則を軸にずっと展開をしていくことになります。しかし、非公式な場においては、早い段階、例えば1921年7月22日のロイド・ジョージとワイツマンの会談では「ナショナル・ホームというのはもちろん国家のことである」という発言があって、記録にも残っています。それから、シオニストたちは内々の、内々のというのはもちろんこのシオニストの間だけでなく、シオニストと諸国の外交官、あるいは政治家との会話においても、「われわれはここにユダヤ人の国を

つくるんだ」ということを公然と言っています。ですから、最初からこういうズレがあったわけで、当然、問題はどんどん大きくなっていきます。

それが最初に爆発するのは1929年の「西の壁事件」、あるいは「嘆きの壁事件」と呼ばれている事件で、死者が約250人、負傷者がその数倍というような大暴動が起きました。当時のイギリス労働党政府のなかでは、このパレスチナ政策についての見直しをしようという動きが現れました。それが有名な、1930年のパスフィールド白書 *Passfield White Paper* です。この白書は、土地の取引、移民が問題であると指摘して、特にアラブの土地なし農民が増大していることは重大だといっています。移民は1925年前後3年間に約6万人が来ていますが、土地と移民、この両方を厳しくコントロールしなければいけないという報告書を提出します。当時、労働党政権内の多数派がどう考えていたのかよくわからないのですが、おそらくこれを機会にパレスチナ政策の転換を図ろうという動きは明らかにあったと私は思います。しかしながら、シオニストがイギリスのロビーを動員し、圧力をかける。それにあっさりと当時のマクドナルド首相が屈服してしまう。この辺も非常に不思議なのです。トム・セゲヴの *One Palestine, Complete*³ をお読みになった方は覚えておられるかもしれませんが、トム・セゲヴは「イギリスの労働党政府は『世界のユダヤ人』という見えない影に怯えて、最良の政策を放棄してしまった」(Segev: 337)と書いています。このように、1930年ごろまでに、パレスチナ委任統治における問題点が当事者たちの間では明確になってきました。

III. 統一・自治州・連邦・国家連合・分割

1930年、あるいは少し前から、このパレスチナをどうするのかという議論が展開していきます。簡単に整理しておきましょう。将来の政体をどうするかということで、ナショナリズム *nationalism*、これにはアラブ・ナショナリズムとシリア・ナショナリズムがありますが、そういう立場がある。それから、レジュメの2ページに書いてありますパレスチナ・パトリオティズム *Palestine patriotism* があります。アラブよりもシリア、シリアよりもパレスチナの自由と独立、こういうことを要求する立場です。もちろんこれに真っ向から対抗するのがシオニズムです。ただし、シオニズムにも様々な潮流があります。

その中で、妥協案とでもいうべきパイ＝ナショナリズムが、シオニスト穏健派一とりあえずこういう言い方をしておきますー、及び非シオニスト、そういう人たちの間から出てきます。詳しい話はしませんが、その中にもこのマジョリティ・ルールを認める立場があります。つまりアラブの多数という現実を認めるという立場です。それから、数にかかわらずパリティ、つまりアラブとユダヤに同等の代表権を認めようという立場があります。

³ Tom Segev, *One Palestine, Complete: Jews and Arabs under the British Mandate*. (Holt, Henry & Co., 2000).

例えば議会の議席、最高裁の裁判官の配分においてもそれぞれ同数にする。これは、どちらの人口が多くなろうと変えないという立場です。もうひとつ、バイ=ナショナル・ステイトの中で、将来的にはユダヤ人のマジョリティを目指して、ユダヤ人のマジョリティ・ルールを行おうというような考え方も含むもの、こういうものが出てきました。それから、バイ=ナショナル・ステイトと重なる部分があるのですが、広範に自治を認めようという立場があります。レジュメ2ページのオートノミー *autonomy* の項のいちばん下のところにありますカルチュラル・オートノミー *cultural autonomy* というのは、オスマン帝国時代の制度とか伝統を延長した考え方だというふうにみていいだろうと思います。

そして、それを政治的にどう制度化するか。カルチュラル・オートノミーの場合は、必ずしも、ユダヤ州、アラブ州とかいった行政区画を設ける必要はないのですが、これをもう少し制度化しようということで、いろんな考えが出てきます。カントナイゼーション *cantonization* というのは、どちらかが多数を占めている県とか州ごとに、それぞれの自治権をそこで実現しようというものです。たとえば、アラブ州では第1言語をアラビア語、第2言語をヘブライ語にする、公休日は金曜日（キリスト教徒が多ければ日曜日）にする。ユダヤ州なら、第1言語がヘブライ語、第2言語がアラビア語、公休日は土曜日、となるでしょう。*confederation* 案というのは、パレスチナに「アラブ国家」「ユダヤ国家」という2つの国をつくり、その国家連合を形成するということになります。もっとその結合を強くすれば *federation* となっていくわけです。それにもいろんなバリエーションがありまして、例えば *Palestine federation* が、さらに周辺のアラブ諸国と *confederation* をつくるとか、さまざまな構想が出てきます。主として1930年代にこういう議論が行われ、部分的にはパレスチナ・アラブ、あるいは周辺のアラブ諸国の政治家たちと、ユダヤ系の、例えば先ほど言ったシオニスト穏健派、あるいは非シオニストのユダヤ人というのでしょうか、ユダヤ教徒というのでしょうか、そういう人たちとの交渉テーマになってきます。

IV. 大反乱とピール分割案

というわけなのですが、その時期にパレスチナの大反乱が起こります。この背景はここに書いたとおり、ナチスが政権をとったということです。ヨーロッパにおけるユダヤ人迫害、ユダヤ人虐殺という、その津波が直接パレスチナを襲った、こういう性格のものだということができると思います。そこのところで、パレスチナ・アラブの方から特に3つの要求が出てくるわけで、先ほど言いました大きな問題で言いますと、一つは土地売買の停止です。移民も停止、それから、立法評議会設置、それをさらに進めて、民主的政府の樹立ということ。ですから、そこで想定されているのは、もちろん多数決ルールによる民主政府ということになります。

これを受けて、ピール委員会 *Peel Commission* が現地に派遣され、この大反乱の原因

の調査をしました。その結果、「委任統治は機能しない。これは不可能である」という結論を明確に打ち出します。確かに、この時点で委任統治はもう破綻していたことは疑いないと思うのですが、では、いったいどうするかという話になって「パレスチナを分割するしかない」という結論が出てくるのです。委任統治の失敗を解決するタイミングを失ってしまった結果、こういうものが出てきたのですが、この土地をどう分割するか。この分割についてはM2を見てください。これがピール分割原案に少し手を加えて具体化したものです。これを見ていただいたらわかりますが、「ユダヤ国家」は海岸平野と北部のガリラヤ地方と呼ばれる地域、ジェズリール溪谷などになります。エルサレムを含む小地域は、委任統治領として残す。「アラブ国家」には、中央の丘陵地帯やネゲヴ砂漠が割り当てられます。そして、このアラブ国家はトランス・ヨルダンと結合するというような内容になっていました。

この分割案がいかに無理なものであるかというのは、次のM3とM4を見ていただくとおわかりになると思います。これはKenneth Steinの詳細な研究書⁴からとったものですが、もっと詳しい地図をみますと、真っ黒な所も実はぶつぶつに切れていて、きれいにはつながっていないのです。ピール報告が出たのは1930年と44年の真ん中という時期なのですが、M2のユダヤ国家割り当て地域とユダヤ人所有地の地図を重ねていただきますと、その中に圧倒的に多いパレスチナ・アラブの土地が含まれているということがおわかりになるかと思います。こうしてつくられるアラブ国家は経済的には成り立たないことは、ピール委員会のメンバーにも明白でした。ユダヤ国家はたくさんいい所をいただくわけですから、ピール案は、ユダヤ国家がその代償としてアラブ国家に資金援助をするという条件をつけています。

レジュメの3ページを見ていただきますと、このユダヤ国家では、なんと、アラブ人口とユダヤ人口が同数です。土地で言いますと、圧倒的にアラブ所有地が多い、こういう状況になっています。これではユダヤ国家も成り立たない。そこで、人口交換をやろう。ということがピール案には書かれています。人口交換と土地交換です。先ほど木村先生が、アメリカがパレスチナに次第にかかわってくるということについて、触れられましたけれども、実はこの辺りからルーズベルト大統領自身、この土地交換とか人口交換に興味を示すようになります。もちろんこれは公式の政策ではありませんが、1938年には、パレスチナ・アラブをトランス・ヨルダンやイラク、イエメンへ移住させたらどうかといった、彼の発言が記録されています。

これに対してどういう反応があったか。アラブ高等委員会、これは1936年からのパレ

⁴ Kenneth Stein, *The Land Question in Palestine 1917-1939*, (Chapel Hill : University of North Carolina Press, c1984)

スチナ・アラブの反乱の指導組織というふうに言っておきましょう、これは当然、ピール案を拒否します。拒否をした理由は先ほど私がご説明した内容で了解されると思いますが、もうひとつ、面積だけの問題でなくて、ピール案はパレスチナの地の豊かなところをユダヤに譲るものだとも言っています。それから、シオニストは条件付きで受け入れるということなのですが、すぐあとで、このユダヤ国家をもっと拡大しろと、具体的な地図を示して、イギリスに要求するということになります。とにかく圧倒的にユダヤ国家の取り分を多くして、アラブ国家の領域は現在の西岸地域、要するにこの丘陵地域だけに閉じ込めてしまうという地図を出してきます。そういうことなら「いい」ということで、とにかくシオニストは小さいところ、取れるところから取って、どんどん要求していこうという、政治的には非常に賢いというか、巧妙な戦術を採用しているのは、全期間を通じて特徴的なところです。

そのすぐあとにウッドヘッド委員会 Woodhead Commission がつくられるわけです。ピール報告が出て、それじゃあ、これをどうやったら具体化できるか。これを検討させるために、このウッドヘッド委員会がつけられました。このレジュメがあまり正確ではないのですが、分割具体化のA、B、C案というのを作り、詳細な検討を行っています。先ほどの地図 M2 を見てください。これが実はこのピール提案を具体化した「A 案」の地図です。B 案と C 案の地図は省きましたが、B 案は、北のガリラヤ地方を委任統治領域として残す、つまりイギリスの支配の下に残す、ここはユダヤ国家にはしないというプランです。C 案は、さらに南のほうの広大な砂漠地帯もイギリスの支配下に残すというような内容になります。ここでは、ユダヤ国家、アラブ国家ともに領土が小さくなります。ウッドヘッド委員会は、この3つのプランについて人口構成、所有地の分布、経済的にこの両国が自立できるかどうかというような非常に詳細な計算を行っています。委員会の最終的な結論は「C 案が一番ましだが、これを実行するのは非常に大変だ。政治的にも極めて難しい。しかし、それ以上に経済的にはどうしようもない」ということを言っています。レジュメには、この C 案について、委員のひとり T. リードの留保意見の要約を書いております。リードは「C 案が一番マシ least objectionable だけれども、こんなふうにしてもユダヤ国家の土地のうち 70% がアラブ所有地であり、そこには約 54,000 人のアラブ人が残る。彼らはユダヤ国籍をとるか移住するか、どちらかしかない。これはきわめて不公平であり、双方の安全を損なう」と批判をし、そもそも「分割は現実的ではない」と述べています。そういうことで、ピール提案はイギリス政府によって撤回されることになります。

V. 1939 年白書から終戦まで

次に 1939 年 2 月、イギリスはロンドンにパレスチナ・アラブとシオニストの代表を招いて、4 ページにあるような提案をしますが、双方とも絶対に譲れないところがユダヤ移

民の受け入れに関する問題です。シオニストは「ユダヤ移民は制限なしに入れろ」と言って譲らない。パレスチナ・アラブのほうは「これ以上は勘弁してくれ。だいたい、何でこの小さいパレスチナが、ナチスの被害者に対して責任を持たなきゃいけないんだ」というところで対立し、決裂をする。その結果、1939年の有名な白書 White Paper of 1939 が出てくるわけです。これは先ほど木村先生も説明されたのですが、10年後に非ユダヤ、非アラブのパレスチナ国家を樹立する。もちろん移民と土地、土地移転については制限をするというものです。どういう政体にするかは具体的に書いてありません。それは今後10年間で決めようという話になりました。しかし、戦争が始まって、そんなことを議論する間がなくなってしまう。これがきっかけになって、先ほど木村先生の話にありました1942年のビルトモア決議、綱領が採択され、それがシオニストの公式の政策として採用されます。さらに、アメリカにおいては1943年に全米ユダヤ会議がこの綱領を採択します。この会議には非シオニストも参加していたんです。つまり、アメリカの非シオニストだったユダヤ系アメリカ人が、シオニスト陣営の中に大挙して流れ込むという事態がここで起こるのです。

VI. 終戦とAA委員会

その中で、イギリスでは保守党政権のもとで、分割案が一時的に浮上してきますが、結局、棚上げになって終戦を迎えます。戦争が終わったあと、イギリスには労働党政府ができ、アメリカの政権も何とか巻き込んでその協力を得て、にっちもさっちもいかなかったパレスチナ問題の解決を図ろうとします。こうして、パレスチナ問題に関する英米調査委員会 Anglo-American Commission がつくられ、1946年5月、その委員会が勧告を行います。パレスチナはアラブ国家にもユダヤ国家にもしない。ユダヤ難民問題の解決は、パレスチナだけに押し付けるのではなくて、連合諸国は再定住に協力しないとイケない。しかし、パレスチナは10万人の移民を受け入れる。最後のところはシオニストの要求を容れているのですが、こういう勧告案を46年5月に出します。出したけれども、しかし、これは先ほど木村先生のお話にあったような事情でご破算になってしまいます。

レジュメの5ページになりますけれども、これを修正したかたちでモリソン・グレイディ案 Morrison - Grady Plan が出ます。これも先ほど木村先生の説明がありました。アラブ州 (province) とユダヤ州からなる統一国家をつくって、そして、エルサレム地区 (district) とネゲヴ地区 ―先ほどのC案にあったあの部分です― をイギリスの統治下に置く。将来、住民の意思によって、分割するか単一国家にするかを決める。もうひとつ、移民の問題については、アラブが同意するまでは保留にする。ここの部分がシオニストにとっては非常に不満でした。トルーマンはこれでもいいじゃないかと考えた節があるんですが、結局、シオニストがトルーマンに圧力をかけ、これもつぶしてしまう。その後も米

英協調の試みはあったのですが、シオニストがことごとくアメリカに圧力をかけ、全部ご破算にして、結局、この英米調査委員会は決裂にすることになります。そのあと、ロンドンで円卓会議が開かれ何とか折れてくれということで、イギリスはもう一度、パレスチナをアラブ国家にもユダヤ国家にもしないという提案をするのですが、結局、両方ともこれに賛成しない。その後、木村先生が詳しく説明されたように、問題は国連に委ねられていくわけです。

VII. 国連：181号の成立

その経過は年表風にざっとまとめておきました（レジュメの5ページ）。国連のパレスチナ特別委員会報告というところで、多数派案と少数派案が併記されます。多数派案は、パレスチナをアラブ・ユダヤ両国に分割をする、エルサレムは国際信託統治にするというもので、その地図がこのM1です。どういう構造になっているかというと、前のピール提案の「ユダヤ国家」予定地から、アッカを含む西ガリラヤ地方を除き、その代わりにネゲヴ地方の広大な土地をユダヤ国家に与えるという内容です。実はこのネゲヴ地方というのは、ユダヤ国家がアカバ湾への出口を確保するために必要だとされました。アメリカ國務省は、ユダヤ国家に含まれるネゲヴ地方の領域が大きすぎると考え、多数派案を修正しようとした。しかし、ワイツマンがトルーマンに直談判して、その結果、國務省の修正工作は中止されます。

レジュメの6ページにその人口構成を出しましたが、Jewish Stateに含まれる Arabs & others の人口はベドウィンを含め 50 万ぐらいになる、ということは、ユダヤ国家の人口は 100 万で、ユダヤ人と非ユダヤ人（ほとんどアラブ人）がほぼ同数、こういう割り方です。アラブ国家のほうにはユダヤ人は 10,000 しか含まれていない。エルサレム地区はユダヤ人、アラブ人同数という構成です。これはどういうことか、要するにユダヤ人が少しでも住んでいる所はユダヤ国家にするというきわめて強引な線引きを行ったのです。冒頭にお話したウリ・アブネリが「非常に賢明な決定であった」と書いているのですが、こういう線引きまで含めて賢明であったと言っているのかな、ちょっと違うんじゃないかな。彼はそこを忘れたんじゃないかなと私は感じました。

少数派案のほうは具体的なことをいろいろ書いていますが、連邦国家にして首都はエルサレムにする。そして、憲法をつくるということですが、その憲法の中で、移民は中央政府の管轄にするということにしています。一方、土地取引はそれぞれの自治政府の管轄にする。こちらはシオニストの要求に対する配慮が出ているのかなという感じがします。議会は二院制にして、一つは比例代表制。ですから、人口比からして、アラブの議員が多数派になると考えられます。もう一つのほうは、アラブ議員とユダヤ議員が同数。パリティ方式の応用で、両者の権利を保障しながら、しかも統一国家を維持しようという内容にな

っています。

多数派案については先ほどいろいろ説明がありましたので、少数派案をベースにどういう議論がなされたかを最後に話したいと思います。これは、パレスチナ臨時委員会 (ad hoc committee) 第二小委員会 (sub committee) の見解です。一つは法的な問題に関するもので、マクマホン書簡とかバルフォア宣言はいったい国際法的にどれだけ有効性があるんだ、委任統治はどうなんだ、そういう問題を細かく検討しています。法的に見ていくと、国連が持っている権限というのはパレスチナの独立を承認する、それ以上には出ない。それ以上のことができるかどうかは国際司法裁判所に問うべきである、こういう立場です。二つ目は、国連にはマジョリティの土地を取り上げてマイノリティに与える権限はないと、これは多数派案のいちばん大きな問題だろうと思いますけれども、批判しています。政治的に見た場合には、アラブとユダヤの関係をいっそう悪化させる。パレスチナに深刻な紛争をもたらす、それ以外の何ものでもないと言っています。このように、今からみても実に真つ当な批判をしています。

レジュメの7ページの〈個別具体的〉というところを見てください。人口構成について検討しています。M1で Beersheba 県 (sub-district) がネゲヴ地方と重なります。ここでは、ユダヤ人がごく少数派です。とにかく Haifa 県以外は全部アラブが多数派である。土地についても、アラブ所有地のほうが圧倒的に多い。しかも、アラブとユダヤは混住をしていて分割の境界線を引くことは不可能である。こういうことをここでは指摘しています。

実をいうと 1937 年のピール報告は、分割案を出す前にパレスチナをユダヤ州 (canton) とアラブ州に分ける案を検討しており、そこではこれは不可能だ、つまり線を引けないということを言っていたのです。分割できないということです。アラブ州とのユダヤ州とはは分割できないが、ユダヤ国家とアラブ国家を分割するというきわめて強引な結論。仕方ないから、土地交換と人口交換、こういかにざるを得ないわけなんです、その人口交換、土地交換というのは、勝手によそからやってきた移民たちのために「先住民、おまえたち、土地を譲って別に移れ」というものです。これは飲める話ではありませんね。マイノリティ問題というのは分割によっては解決できない。これは、われわれはいろんなところで現在も見ているわけです。例えば旧ソ連の南部とか、バルカン半島の旧ユーゴスラビアで起こっていることはひどい話です。ということで、とにかく多数派案、分割が衝突を避けるための唯一の方法であるというのはとんでもない間違いであって、逆に衝突を避けるわずかな期待をつぶしてしまうものだという批判をしています。

こういう批判に基づいて第二小委員会 (アラブ諸国を加えた9カ国で構成) は、ひとつはこの法的な問題を国際司法裁判所に一度、問うてみようという提案します。しかし、これは小差で否決される。それから、ユダヤ難民の再定住に、国連加盟国がみなで努力をしようじゃないかという、きわめて当たり前の提案ですけれども、これが結局、同数で不採択と

なります。そして、先ほどの連邦案を修正したかたちの統一国家案（レジュメの 7-8 ページ）、これも 20（賛成）対 29（反対）対 14（棄権）の反対多数で否決をされるわけです。次のページです。ということで、第一小委員会の多数派案が可決をされ、最終的には 33 対 13 対 10 という形で 181 号が通る。つまり M1 に書いたような結果になったというわけです。

問題はどうかということ、最初にお話しましたように、この委任統治政策自体が最初から内に矛盾を含んでいて、どう解決するかということでいろんな提案がなされるのですが、私の考えでは、「国連総会決議 181 号」というきわめて不公平な分割、いちばん悪い選択をしてしまった。他の分割の仕方をすればうまくいったかどうかわかりませんが、こういうひどい分割をしてしまった。そのツケが現在のわれわれの世代にまで回されてきているんだというところで、私の報告を終わりたいと思います。

第3章 コメント

司会：ワークショップを再会させていただきます。プログラムにありますように、お二人の方からコメントをいただく予定です。最初は板垣雄三先生からコメントをいただければと思います。20分程度でお願いいたします。

コメント I

板垣 雄三（東京大学名誉教授）

板垣です。コメントということで、私の考えを聞いていただきます。ちょっと駆け足になると思いますが、しばらくご辛抱ください。

お二方のお話を面白く伺いました。非常に大規模な「イスラーム地域研究」が全国的に展開しているわけですが、パレスチナ問題それ自体に直結した検討が行われる、そういうプログラムはあまりないようだなと思っていましたら、今回こういう会が開かれ、また、そこに呼んでいただきました。私は聞き役で勉強させていただく立場に立ちたいのですが、こんな役目まで仰せつかりました。最近若者がキレルというよりは老人がキレル、キレた老人を若者たちがあきれて見ているということが問題のようですが、あとの全体討論で参加しておられる方々が何か言いたくなるように、状況の活性化のため、あえて言いたい放題、言わせていただくことにします。

まず、臼杵さんの問題提起にはじまって、木村・奈良本両先生の話をもつても、まとめて言ってしまうと、英国の委任統治とか、国連の決定とか、ことに「分割」というものの考え方（臼杵さんの表現では「分割という発想」でしたか）とかに関して、すでにそもそも問題があったし、最初からいかに問題か、それがどのようにうまくいかないかは分かっていたし、そのことをちゃんと saying いた人もいたのだけれども、ついつい、こういう結果になってきてしまった、ということになる。あとは、うまくいかないプロセスがどんなふうに展開したかを細かく検討するだけということになってくる（奈良本さんの言葉を借りれば、「ひどい分割」になっちゃった）。奈良本さんからウリ・アブネリが最近書いたことを伺って、思いました。ウリ・アブネリ自身がどういう意味で「決議 181 号は賢明な決定であった」と言っているかは本人に確かめなければ勝手なことは言えないかもしれないが、私には彼の言うこと、なんとなく、非常に共感できるんです。最初からケンカを売るといふ挑発を始めてしまいましたが、私も「その後のことを考えたら、181 号なんて立

派なものだったんじゃないの」と、皮肉をこめてそんなことも言いたくなる。彼の気持ちはよくわかるような気がするんです。[板垣後記: 彼の原文を確かめたら、当時の彼の立場の自己弁護というコンテクストであって、私の勝手な憶測は間違っていた。]

私は半世紀以上、この問題を勉強してきました。そして、その間ずっと一生懸命言い続けているんですが、日本社会には通じないことがある。欧米をはじめ、周りのほかの国の研究者たちも、彼らは分かっちゃいるがそこはゴマかしているというか、触れずに避けているというか、そんな式でどうしても通じないところがある。具体的に分かりやすく言えば、教科書なんかによく書いてあることですが、「イスラエルという国は国連決議に基づいてできた」ということの虚偽性です。パレスチナ問題に専門的に取り組んでいる人、あるいはそれを一生懸命勉強しているような人でも、どこか気楽にフラッとそういうふうなことを書きちゃったりする。例えば、日本ではミシェル・クレイフィという名前で知られ、ベルギーをベースに活動しているパレスチナ人映画監督が、イスラエル人の監督と共同でつくった「ルート 181」という題の長時間の記録映画がありますが、日本上映にあたって上映運動にかかわった『前夜』という雑誌に、この決議 181 号に基づいてイスラエルという国はできたと書いている人がいて、その人に「その考え方でいいのか」と私から詰問したりしたことがありました、そういう問題です。

つまり 1948 年 5 月のイスラエル国家の出現は、そしてまた、それが独立した現実というものは、決議 181 号の否定のうえに成り立ったのだということです。決議 181 号というのはパレスチナを 3 分割するという案ですが、実際に 48 年半ばからあと展開し、そして今日の深刻さにまで遷移してきた現実の出発点となったものは、3 分割は 3 分割でも、181 号の予定した 3 分割（ユダヤ人国家、アラブ国家、国際化されたエルサレム）とは似ても似つかぬ、全く別の 3 分割だったということです。つまり、181 号が予定していた境界線よりはみ出して広がった形のユダヤ人国家イスラエル、ヨルダン西岸地区を併合したトランス・ヨルダン（その結果、ヨルダン・ハーシム王国と称することになる）、ガザ地帯を占領したエジプトによる 3 分割。新生イスラエルとヨルダン王国とエジプトという 3 つの国にパレスチナは分割されたわけで、これは決議 181 号を実行するどころか、それを破壊した現実としてそういう状態が生まれた。そこから今日に及ぶ問題が続いて出てくるわけです。ですから、アブネリが「181 号が実行できていたら、今みたいなことになっていなかった」という判断は、ある意味で非常に的を得た皮肉であると、私は思うのです。

1. どこから問題を引き出すのか

こんなしゃべり方で始めてしまいましたが、ここから先は「項目」名を挙げていくような、非常に不親切な説明になるかもしれませんが、お許しください。このような状況ゆえに、2007 年 11 月末、本日は 12 月 1 日ですが、決議 181 号から、あるいはその破壊から、現

われ出た 60 年後のパレスチナ問題の現実として、われわれの目の前でアナポリスの会議が行われたのです。パレスチナ問題の「いま」[国際政治の茶番とガザの惨状といった]に立って、この「国連パレスチナ分割決議案<再考>—60 周年を機に」という課題にわれわれは立ち向かう必要があるのではないのでしょうか。歴史研究にとっても、社会科学にとっても、そういうアクチュアリティに立った議論が必要です。ボタンの掛け違いが起きちゃった。ずーっと続いてきた誤りの根源はいったいなんだったのかを「歴史」の問題として検討するにしても、今、生きている、2007 年 11 月末を経過したわれわれとして、何を考えるのか、ということが問題でなければならないのではないのでしょうか。

「60 周年」の話に引っ張られて、「分割」とはいかなることだったのかだけを問題にしているいいのか。むしろ、「分割」がずっと 60 年間いろんな格好で展開してきてしまった事態または状況の全体を踏まえて、われわれがその土台を今、根本的にラジカルに問題にする仕方を考え、議論を組み立てる、あるいは自分自身の今からやる仕事のテーマをつくり出していくということが必要なのではないか。その「いま」というのはどういう「いま」というと、パレスチナ人の側から言えば、ありとあらゆることをやってみて、「万策尽きた」というところではないのか。つまり、武装闘争もやってみたし、妥協につぐ妥協もしてみたし、やりたくない笑顔も、握手も、いろんなことをすべてやった。だけれども、それで今、どうなっているかと言えば、むしろジェノサイドというべきパレスチナ人の存在そのものの消滅の可能性もないわけではない、そんな絶望の状態に陥っていると思うのです。「パレスチナ人はどう動くか」なんて周りで気軽に話していますが、もはやどうにも動きようもない、それが現在のパレスチナ人の状況ではないかと思います。

他方、イスラエル国家は、今は建国以来の本当の危機というべき状態に陥りつつあります。ソ連邦という国が 70 年余りで消えたように、イスラエルという国も今のままでは存在しえなくなる、それは確実だと思います。いずれにしても、ドン詰まりみたいなことになってきた、あるいは少なくともそのドン詰まりが見えてきた今、この「分割決議案<再考>—60 周年を機に」というところで、われわれはどういう問題を立てるか。そこで、私はこれまでシオニズムを認知するところで事柄を考えることが現実主義だということになってきたのを、あらためて省みるべきだと言いたい。シオニズム認知はどうだったのか、それが、なぜ今、全体としてこんなへまな事態を露呈することになってきたのか。総ざら的に考えるべき第 1 番目の課題は、「シオニズム認知」のもたらした結果の評価でしょう。それをやらずに、「分割」は何であったのかという話でこの 60 周年を記念できるのか、ということです。

二番目は、「二民族」というセッティングを問題にすべきだと思います。すなわち、人口統計上の比較として、「ユダヤ人」と「アラブ」という二つのカテゴリーを問題にする仕方をです。イギリスのパレスチナ委任統治は、国際連盟の側でバルフォア宣言の表現を逐語

的に繰り返すという条件づけによって、その法的根拠が定められていたわけですから、当然のことではあります。ユダヤ人と、パレスチナ住民としてのアラブと、—これにはユダヤ教徒は含まれません—、こういう2グループを設定して対照する見方はバルフォア宣言から始まりました。英国のパレスチナ委任統治とは、人口学みたいなものの基盤の上に立っていたわけです。ですから、委任統治国としてのイギリスがパレスチナでもっとも系統的にやった事業は人口調査です。それを6カ月ごとにやる。ですから、そういう意味ではパレスチナの人口調査というのは1920年代、30年代、非常に整ったものがあるわけですが、人口調査をする場合にどういうカテゴリーに基づいて勘定するかといえば、ユダヤ人何人、アラブ何人、というやり方だったのです。この分類の仕方が「アラブ・イスラエル紛争」という言説に受け継がれ、それをずっと後へ引っ張ってくると、1970年代以降、ことに90年代以降のアラブとパレスチナ人に両股かけたモデルを使っただけの「中東和平」言説になります。パレスチナ委任統治の「人口学」はそのようにつながっているのです。つまりは、そういう「二民族」セッティング問題。シオニズムの認知と二民族セッティングとは、いずれもバルフォア宣言から出発したことです。ですから、決議181号の60周年を機に検討すべきことは、先ほど奈良本さんがすでにそういう観点で話されたように、バルフォア宣言からの問題として考える必要があると思います。

三番目はマンデイト *mandate* という言葉です。マンは「手」、デイトは「与える」で、「委任」という意味になり、「王の命令」にもなったりするわけです。マンデイトについて、木村さんは、将来予定さるべき、もしくは予定されうる「自決権」との関係を、英国も国際連盟も言葉のアヤでうまいことゴマかして切り抜けてきた、それを国際連合も受け継ぐ結果になるという問題を指摘されました。しかし、為政権というか、統治権の委譲を受けているということにはなっているが、誰から委譲されたのかというところがいちばん問題で、「マンデイト」という言葉自体にまわりつく反民主主義的性格という問題を法理的にも取り上げる必要があるでしょう。

四番目には、何と言っても国際連合が犯した罪をはっきりさせる必要があるということです。国連はできたばかりの国連憲章に自ら違反する決定をしてしまった。自決権の蹂躪ということです。この間違いを正すために1970年代、80年代には国連は一生懸命、その辺の是正・再調整をいろんな形でやることになりました。何よりも国連は国際連盟とどういう関係でつながっているのか、切れているのか。国際連盟は消滅して国際連合ができたはずだけれども、パレスチナにおけるトランスファー・オブ・パワーは、そこをゴマかして進んでしまった。そこに問題の決議181号があるわけです。もちろん、この国連の過ちを生み出したのは、米・ソをはじめとする「大国」です。英国は「棄権」によってこれに協力しました。中華民国の「棄権」は、やがて中華人民共和国のシオニズム認知と「二民族」セッティングへの同調の導入口として働きます。

こういうふうと考えてきますと、今日の時点で1947年11月末を問題にするわれわれの議論の仕方は、従来のようなやり方でどういう過程を経てどうなったか歴史的に経過を明らかにするというよりは、その過程がもう「ドン詰まり」まで来ていることを踏まえて、そもそも、「分割」という考え方がどうだったか考えるのをもう一段深めて、その土台を議論しなければいけない。どうして「分割」なんていう話にもっていかれるような土台があったのか。そして、それをやった責任は誰がどう負うべきなのかをはっきりさせる必要があるのです。

ここに持ってきたボロボロの本は、ワリード・ハーリディーの *From Haven to Conquest*¹ というパレスチナ分割によるイスラエル建国過程の出発点に関する資料集です。この本が出たのは1971年ですが、当時、彼はベイルートのパレスチナ研究所 (Mu'assasat al-Dirāsāt al-Filastīniyya, The Institute for Palestine Studies) の所長でした。私は彼とベイルートで付き合い中で、この本ができあがる過程も知っていました。私がパレスチナ研究所を利用しながら用意していた『アラブの解放』(平凡社) は1973年の戦争を経て74年の春に出るのですが、先ほどの発表でお二方が問題にされた米・ソの合作なども、その過程の中での重要関心事でした。

まだ決議181号の20周年をわずかに過ぎた段階の当時、ワリード・ハーリディーがまとめたこの本を今、お見せするのは、パレスチナ分割決議に関連して、彼が力点を置いて拾って載せた資料は、奈良本さんが紹介された第二小委員会によって47年11月11日にまとめられたレポートだけだということに注意を惹きたいためです。国連のパレスチナ分割関係の文書の中ではそれだけを入れているわけです。奈良本さんは最後のところで「もう時間がない」とはしょって説明されたのでたいへん残念でしたが、その文書をワリード・ハーリディーは意図的に最重要視することを示したのです。その内容は、奈良本さんがレジюмеで要約されている通りです。ついでに言うと、今日、配られた奈良本さんのレジюмеの6ページに UNSCOP 第二小委員会と書かれているのは、UNSCOP ではなくアド・ホック委員会ですね。木村さんが言及されたように、UNSCOP の下にあるのではなく、国連総会の下にある小委員会です。先ほど奈良本さんはこの報告書は非常にまともなことを議論していると言われましたが、それはワリード・ハーリディーが1971年に刊行した資料集でまさしくこれを後世が最も注目すべき重要文書だとして選んだ歴史家としての感覚と一致すると言えるでしょう。

そこで、本日のワークショップのテーマは、今、私が言おうとしていることの線上で大変立派なものだとオーガナイザーを大いに賞賛したいんです。国連パレスチナ分割決議<再考>じゃなくて、国連分割案<再考>となっていますね。国連は分割決議を正式に決め

¹ *From Haven to Conquest: Readings in Zionism and the Palestine Problem until 1948*, edited by Walid Khalidi, 1971, Beirut: Institute for Palestine Studies.

ただから決議とその内容を再考すべきであって、「案」再考というのは「ごまかし」だとか、あるいは決議をそのまま認めたくないから「案」とか言っているの、パレスチナ人に肩入れしたい「未練」のためだろうとか、そんな低級な批評を呼びそうです。しかし、1947年11月段階の国連におけるこのアド・ホック委員会、つまり総会です、の第二小委員会の報告書が、そもそもバルフォア宣言が間違っていたのではない、イギリスの委任統治は法的に成り立ち得るはずのものであったのか、国連がパレスチナの将来像といったようなことを決める権限があるのか、そういうことを根源的・徹底的に批判しようとした文書としてあるのです。ですから、つぶれちゃった案なんかしようがない、現に「決議」は行われたんだからと言って、「分割決議再考」と「常識」的に言ってもよいはずのところを、死滅した「案」まで全部ちゃんと見直そうという考え方で、もし臼杵さんがこういうテーマを掲げたのだとすれば、ものすごく立派なことであると拍手する次第です。(臼杵白：「未練」のほうかも?)

ついでに言うと、先ほどからのお二方の話の中でも、「多数案」・「少数案」という言葉が繰り返し出ましたが、ここでは、イスラエル国家が生まれたのは多数案に基づく国連決議が通り、それに基づいて…という話になる、そこでの心理効果も実は問題なのです。UNSCOP のいわゆる少数案を検討したアド・ホック委員会の第二小委員会は、当時、国連に加盟していたアラブの国々やイランなどの意見を反映していた面がありました。当時の国連は現在の国連とは姿が大きく異なるもので、アジア・アフリカの国々はまだ多くは独立しておらず、ラテンアメリカ諸国の比重がドカンと目立つ状況下で、パレスチナ分割決議は進んでいったわけです。その意味で「少数案」という言葉の使い方についても、われわれはよく注意する必要があります。1947年には葬り去られたいわゆる少数派の意見が、現在になってみるとその正しさが日々証明されつつある。

ですから、仮にパレスチナ人という存在が消滅し、またアラブ諸国がどうかなくなりして、例えばユーフラテスの水源の水がトルコのジェイハン経由パイプラインでイスラエルにまっすぐ行くようになってシリアもイラクも干上がり、人類文明発祥の地も沙漠化するというようなことになってしまうといった、ある将来を想像した時に、そんな段階になっても、この少数派案が理論上は勝利することになるのではない、パレスチナ人の状態は、今、出口ナシの非常に閉塞したものに見えますが、この意味ではパレスチナ人の立場は、現在、日々勝利しつつあるとも言える。存在は消えても、あの人たちが言っていたことは正しかったんだということが、いつの日か明らかになる。それでもいいじゃないかと言えば、これはさらに上回った「ひがみ」話かもしれませんけれど。

英国がこの決議につながるところで果たした役割は、臼杵さんに言わせれば「丸投げ」ですが、19世紀以来のヨーロッパ中心主義が、一今日的には「ユーラメリコセントリズム」と私は呼びますが、一、現在示しつつある動きは、まさしくその大規模な再現ではないか

と私は考えています。「欧米中心主義の自己破産」という見方を、私は2006年ころからずっと言い広めようとしているんです。いわゆる「テロとの戦い」、「反テロ戦争」という欧米中心主義の「自殺志願戦争」もそうですし、ローマ帝国が権力的に確立した正統派キリスト教の立場がぐらついて、みんなで面白おかしく「ダヴィンチ・コード」を読んだり、映画を見たりしている状態とか、エドワード・サイードの「オリエンタリズム」批判を最初は悪く言っていた人たちまで、彼が死ぬと「あの人は偉かった」と言いだすとか、古代ギリシアはエジプトやフェニキアの出店、ヨーロッパの文化的先祖などではないと主張するマーティン・バナールの『ブラック・アテナ』が、「故買」でかせぐ「西洋古典」学者の間では毛嫌いされているのに一般読者は楽しんで読んでいるとか、……こういう類のことを全部ひっくめて、もう債務は負いませんということを早手回しに宣言しちゃう「自己破産」志向と私は見ているのです。英国が1947年から48年にかけてパレスチナ処分を「丸投げ」したのは、「丸投げ」することによって英国とフランスがつくった「中東諸国体制」を何とか生き延びさせる策謀だったわけですが、今日の「反テロ戦争時代」の中でユーラメリコセントリズムが画策している自己破産が何を狙っているかと言えば、イスラエルという国を何とかして生き残らせるということだと思います。

2. 問題の場の構造

時間の関係上、以下、本当に項目だけを言っていくことにしましょう。今度は第2のパートです。「どこから問題を引き出すか」というのがこれまでの第1部でしたが、第2部の柱は「問題の場の構造」です。私は、今日この研究会が開かれたのは大変に喜ばしいし、記念すべきことだと申しましたが、その反面、またまた苦言で恐縮ですが、私が存じ上げない方のお顔もあるので間違っていれば幸いです、全体としてお見受けするところ、TIAS（イスラーム地域研究東大拠点）やら KIAS（同京大拠点）やら、中東・イスラームの関係者がやっている研究会という感じがするんです。そうではないと言っていた方があれば嬉しいことです。果たしてこのやり方で、60周年を機に再考ということが成り立つのか。木村さんの広がりのあるお話を伺っていて、それを痛感するのです。

国連パレスチナ分割決議案<再考>という問題に関連する場の広がり。まず、第一に、世界化される「反ユダヤ主義」。ことに、米国の「中に」国連ができたこと、そしてまた別にソ連の国際政治へのかかわり方、これらのもつ意味。それ以外の国は単なる「票」でしかないのか。フィリピンがどこでどう転ぶかとか、ユーゴスラビア票がどうなったとか、ソ連は手持ちのウクライナやポーランドなんぞを合わせた4票を動かすとか、アルゼンチンがどんな口火を切ったかとか、そんな面だけで世界を見るのではなしに、キリスト教、そして欧米の「反ユダヤ主義」という根っから場の広がりを考えなければならない。ユダヤ人問題の重層化として48年以降のパレスチナ問題があるとなると、そういう意味で

世界大のユダヤ人問題に見合う広がりを持った議論が、この決議案＜再考＞の仕事の中でなされなければならないだろうと思うんです。

次に、「国民国家」という問題に即して、分割案という話にもなってくるわけです。すでに臼杵さんの問題提起的まとめの文書のスライドにも、たしかにこの点は指摘されていました。

三番目に「植民地主義」という問題。今、日本の民主党の中では、「国連決議」さえあれば自衛隊はどこへでも出せるという議論をしているようですが、パレスチナ問題においてイスラエル国家と国連決議とのかかわりを考える場合には、米国の拒否権で葬られた無数の安保理決議案のみならず、ここで問題の国連決議、この場合は総会決議ですが、いずれも多面的な文脈の中で批判的に検討されるべきものです。すでに言ったように、国連が認めてイスラエルという国ができたというような話ではなしに、それがあくまでもむき出しの植民地主義なんだという問題に目を向けなければならない。

そこで四番目に、前出の反ユダヤ主義、国民国家、植民地主義と並んで、国際法とか国際機構とかを含めた「国際秩序」。以上の4つがかかわる世界大の問題の場というのがあるんじゃないか。したがって、国際連盟から国際連合に移り変わる、またコミンテルンからコミンフォルムに移り変わる、そしてそれらの末路、これらの問題が、どのような意味でパラレルの現象であり「グローバル問題」なのかということも、ただちに今日のわれわれの論題となるでしょう。

以上のように考えだすときりがなく、本日の問題の中で問い直されなければならないことが続々と浮上してきます。ロシア革命とはいったいなんだったのか。実際にソ連という国は消滅したから、なおのことだけれども1947年のこの決議へのプロセスの中では、即、ロシア革命とは、さらに20世紀社会主義とは、なんであったのかと議論することが必然性を帯びてくるわけです。植民地主義にかかわる問題でいえば、これは奈良本さんが言われたことと関係しますが、ナチズムが権力を獲得した1933年が、パレスチナ社会の変化というパレスチナの歴史にとって決定的・運命的な転機となったことによって、それが21世紀パレスチナの将来に影を投げかけるのです。

今日は触れられることがなかったけれども、国連パレスチナ分割決議はバチカンの立場を抜きにして考えるべきでない。『オッセルヴァトーレ・ロマーノ』というバチカンの国家的機関紙の中でパレスチナ分割がどう議論されたかを、しっかりフォローする研究もなければいけない。ロシア外務省文書の研究が必要とのお話がありました。バチカンのそれについては、長年、私は研究の必要を吹聴してきましたけれど、まだ実際にやってくれる方は現われていません。なぜ、分割決議のプロセスにおいて、ラテンアメリカ諸国の役割が重大な意味をもったのか。どうして、テルアビブにラテンアメリカの人間の名前を冠した通りがあるかということからも、カトリシズムと国際政治という問題を考える必要は明

らかです。

今日は木村さんがちょっとだけ触れましたが、1948年2月のいわゆるチェコ政変はコミンフォルムの問題にもつながるだけでなく、何よりチェコ製の武器がイスラエル国家の独立を武力的に支えたのだから、新たな移民という人的要素の供給と並んで、当然、東欧の問題はパレスチナ分割決議案再考の中で丁寧に議論されなければならない問題なんですね。

しゃべりすぎて、次にコメントに立たれる小杉先生の時間を、だいぶ奪い取っているかもしれませんね。ともあれ、中東・イスラーム研究者はネットワークを広げていろんな違う分野の人をこの議論に巻き込まなければならないと感じています。

これで終わりにしますが、最後の第3部。今後は「日本からの視野」を織り込んでいくような仕事が望まれる。さっきから私の発言を、今日の研究会に何が欠けているか挙げつらうという印象で聞かれた方がおられるかもしれませんが、むしろ今日を出発点として、どういうことをやるべきか提案しているつもりなのです。そこで、日本からの視野。

19世紀末からのシオニズム運動との関連で言うと、北海道「開拓」はパレスチナにおけるシオニズムの展開とまったく並行現象です。蝦夷地の征服、北海道の開拓という問題は、われわれのパレスチナ分割決議案<再考>の仕事の中に必ずや関係してくる点が多々あると思います。労働シオニズムとか社会主義シオニズムの問題とも接点があるはずですが、最もはつきりしているのは新渡戸とか内村とか、そういう人たちのイデオロギー性です。すでに臼杵さんがいろいろ手がけておられますが、内村鑑三という人は今のアメリカの福音派（エヴァンジェリカルズ）の元祖みたいな存在です。そういう人たちが日本の近代知性を先端的に代表する人ということになっている。そういう文化の中にどっぷり浸かっている人がパレスチナ分割決議案<再考>をしようとしても、あまり再考はできないのではないかな。再考を阻む思考の起点として、批判が必要だと思います。

分割決議にヨリ近く対応する事柄として、1930年代からの日本の満蒙開拓団は、パレスチナ問題に取り組む場合の非常に重要な参照項目です。1936年、2・26事件のあと広田内閣は、20カ年100万戸送出計画を政府として決定します。100万戸というのは、当時1家族5人と勘定して、500万の日本人を満州に移民するという計画です。茨城県の内原訓練所などに青年たちを集めて、植民の中核分子を養成する。向こうへ行けば、ひとり20町歩の土地が待っているんだぞという宣伝しながらも、じつは、中国人から奪った土地だと言わない。お見せしているのは、長野県の飯田市歴史研究所がつくった『満州移民 飯田・下伊那からのメッセージ』という、2007年初めに出た書物です。私は去る8月にその飯田の研究所に招かれて「組み替え自在の〈地域〉を生きる」という話をしに行きました。南信地方は残留孤児の問題が全国的に見ても際立ってたくさん発生している所で、それは飯田周辺の伊那谷が満州移民を日本の中でいちばんたくさん送り出した地域だからです。比較するには条件が非常に違いすぎると思われる方がいるかもしれません。だが、実

は満州国をつくりだした日本国家の歴史を持っているわれわれの側で、イスラエル国家という満州国まがいの国づくりとそれがおもむくところとに対して、またそれらがもたらししている含意に対して、客観的・学術的に取り組むべき独特の責任があることを自覚すべきではないでしょうか。このことを申し上げて終わりにします。長く時間をとりました。すみません。

司会：板垣先生、どうもありがとうございました。私どもを厳しく鞭打つ…（板垣「全然鞭なんか打っていませんよ」）、いや、いい意味で鞭打っていただいたと思っています。続きまして、小杉さんからコメントをお願いします。

コメントⅡ

小杉 泰（京都大学教授）

ご紹介いただきました小杉です。板垣先生から、関係者ばかりが集まっているとしたら、それではいかんということをおっしゃっていただいたわけですが…。まず、われわれが東大拠点とか京大拠点とかということでやっている、このイスラーム地域研究というのがありますので、その辺で集まる研究会。それから、パレスチナというやはりパレスチナ研究とかパレスチナ関係者ばかりが集まるというような傾向がありますが、今日は全然そうじゃない。中東とかイスラームとか、広く言えばそういう方面が多いにしても、普段、なかなか一緒にできない方々にたくさんご参加いただいて、たいへん素晴らしい会になりました。本当にお忙しい中、ご来場の皆さんには心から御礼申し上げたいと思います。しかし、それが主催者の問題の立て方がよかったから来ていただいたかということ、そうではなくて、やはり木村先生、奈良本先生、板垣先生という大物に来ていただいた集客力なんだろうと私は思うわけです。私も今、まだまだやはり私自身、この国連分割、その中でいろんな案というか考え方がめぐることを、いまひとたび考えたい、教えていただきたいと思って企画に参加しました。二人の先生からご報告をいただいたあと、熱のあるコメントをいただいて、今さら私が申し上げるようなことはほとんどないと思うのですが、ご指名ですので、この60周年についていくつかものを申したいと思っています。

60周年というのは、もちろん、1947年に決議案がいろいろ出て決議もなされたということでその60周年ということでもあります。しかし、臼杵先生のお話の中にもあったかと思いますが、来年は続いてのナクバという、このパレスチナ創出、イスラエル建国という

問題について…、さっき、板垣先生が日本からの視野が大事だとおっしゃっていましたが、もうちょっと国際的に発信できるような会を開かせて、それにつなげていく。もっと言えば、臼杵先生、長沢先生が中心に企画している日本におけるパレスチナ研究センターというようなものを立ち上げていく中に、今日の会も位置づけていきたいという、そういう大志、大きな志はあるわけです。

1. 決議の背後にある不義

60年経ったのが1947年、40年経ちましたのが1967年。2007年というのは、1967年の第三次中東戦争、あるいは六月戦争、六日戦争と呼ばれている戦争の意義をもう一度考え直すワークショップがあってもいい年だと思います。そして、さらに時代が下って1987年、パレスチナのインティファダ、民衆蜂起。20年前に始まって、しかもそれが始まったのは12月ですので、まさに20年前に始まった。それは占領から20年を経て、民衆がついに決起したというものごとでしたので、今月やるのであればインティファダ20周年再考というような声があってもいい、そういう時代だと思います。

この60年、40年、20年という区切り目になっている今、それぞれが現代史、パレスチナとかアラブ、中東というだけではなくて、世界史そのものを規定しているような大きな出来事だったと思います。その時に分割という考え方そのものに即して言いますと、60年前に少数案にしても多数案にしても、パレスチナという委任統治によって区切られたある地域を2つに割るといふか国際のところを入れれば3つに割るといふ分割というコンセプトがはっきりと打ち出された。パレスチナ問題、あるいはイスラエル問題というものをめぐる考え方の中に、今日は奈良本先生がいろんな統一とか自治州とか連邦とかいろいろあると、もう一度きちっとレビューしていただきましたけれども、その中に分割というひとつの考え方がある。

もうひとつの考え方は、今日、出てきましたように単一の国をつくるという考え方ですが、単一の国をつくるというのは、後にパレスチナ解放機構が論じたような3つの宗教に属する人々、つまり歴史的なパレスチナ人ですね、ユダヤ人とされてしまった人々も含めて、そういう人たちが共同で暮らせる民主的で解放的な国という夢もあります。その一方で、この分割案の背景にあったのは、今日、木村先生のお話の中でも非常に明らかになりましたように、トルーマン政権を中心とする、それから、そこヘシオニスト・ロビーがかけた動きというのは、分割案を作った上で分割しようというよりは、実際にはイスラエルを建国するステップストーンとしてこれを作っていくという、そのことが非常にはっきりと明らかにされたと思います。そうしますと、分割決議案というものを論じている中で、実際には単独のイスラエルの建国という単一案なわけです。それに向かって進んでいく道筋というのが、一方で実態のレベルで進んでいた。

それに対して、冷戦期で既に対立していたはずだったのに、ソ連がそこに加担していく。ソ連がアラブ諸国の期待を裏切る、あるいはアジア・アフリカ諸国の期待を裏切る、まだたくさんそういう事例はありますが、これはその大きなひとつだと思うんです。例えば、アラブ研究をしている方からみますと、あまり知られていないことですが、ソ連が成立したときに、いち早く承認した国に北イエメンがあるわけです。北イエメンはザイド派のムタワッキル王朝の時代で、現代からいうと、あのころの北イエメンというのは暗黒の専制政治みたいなことを言われているわけですが、それが非常にソ連へ向かっていく革命を支持していくというのは、それでこそ中央アジアを中心とするムスリム諸民族の独立が達成できるという期待があったわけです。そういうこのアジア・アフリカの独立への期待を裏切っていくという、今日もまたそうした問題を赤裸々にお話いただきましたが。そうした状況下で、単一の国家を作るという事態が究極的に実現してしまったのが 67 年です。イスラエルがイスラエルとして確保した地域のみならずヨルダンとエジプトの支配下において、少なくともパレスチナ人が独立国家の中に住んでいられた部分、西岸地区、ガザ、そして東エルサレムも占領することによって、イスラエルとしての単一国家というものを完成させてしまう。

それが今度は逆にその現実に対して、やっぱり分割まで戻らなければ、公正であるにしろ、不公正であるにしろ、何の解決もできないというのが、その時の、今度の国連の動きで、統治と平和の交換という 242 号ということになります。この時に出されたような分割よりははるかに不公正な形ではありますが、しかし、少なくとも新たに占領された地域にパレスチナ国家をつくることで 2 つの国家を実現しようという、現実にはイスラエルという単一国家の実態になりながら分割案が復活している。ところが、この分割案というのは、一応、そういうことだと言って、国際的にそれなりの支持を受けているように見ながらも、実際にはイスラエル国家の強化はどんどん進んでいって、そして、20 年前の 1987 年 12 月に民衆蜂起が起こる。民衆蜂起が起こることによって、初めて、67 年に占領された土地にパレスチナ人の国をつくるというモメンタムが出てくるわけです。出てきたわけですが、その結果どうなったかというのが、現在の和平交渉とかオスロ合意とかみたいなことになってくると思う。そういう意味で、たまたま 7 で、20 年、20 年区切りという…、私はこの区切り目、節目が好きなもので、節目的に申し上げましたけれども、そういう意味で、やはり、この 47 年、67 年、87 年、そして、今、われわれが立っているところへつながってくる部分は非常に大きな意味があるんだろうと思います。

実はインティファダ、民衆蜂起によってパレスチナ人の国をつくらなければいけないというモメンタムが出てきた時に何が起こったかというと、翌年の 88 年にパレスチナ独立宣言というものがアルジェでのパレスチナ国民評議会でも出される。それはこの分割案、つまり多数派案が決議としてなされたものを認めると。認めるというのは、分割案は少な

くともユダヤ国家を認めるだけでなくアラブ国家を認めるということですから、パレスチナが国家主権を得るとすれば、それを認めるしかない、そこまで、モメンタムが出てきたと同時に、それがやっぱり分割への動きというものが出てきたものに即応している。今日も、奈良本先生から高く評価するというアブネリの話が出て、板垣先生も皮肉の意味では賛成だとおっしゃいましたが、私は分割案を認めるといったのが出た時にすごく衝撃を受けました。単純な感想ですが、その時に思ったのは「今、ここで認めるのなら、なぜあの時に認めとかなかったのか」。この分割決議が決議として成立しない一つの大きな要素は、アラブ側には受け入れがたいものであったということがあると思うんです。そこで受け入れていれば、ここまでひどい歴史にはならなかったということはあるだろうと思うのですが、受け入れられなかった。なぜか。やっぱり不義の決議だったということだと思います。しかし、後になって受け入れる。われわれもあとになってこれで受け入れるのなら、なぜあの時、もうちょっとましな形をしている時に受け入れられなかったのかということの答え。私はよく考えるのですが、ひとつは不義の質がわからなかった。どういうことかという、この分割決議の不義なんていうのは、この時、パレスチナに襲いかかった不義の本質から言えば小さいことなんです。これは私の印象でどういうふうに小さいかという、対応している高等委員会にしても、パレスチナの人々にしても、これをまじめに論じられている話だと思っているわけです。国家主権の問題として国連が勝手に決めていいのか、悪いのかとか、土地の形が不備だとか何とかということを話題にされているわけですが、その背後にもっと恐ろしい不義があると思うんです。

2. 第一の不義

不義の一つは三人の先生方がすでにご指摘なさった無責任ということです。イギリスの責任を問うときに、いわゆる三枚舌外交みたいにバルフォア宣言をやり、フセイン＝マクマホン書簡で独立を認め、その一方でサイクス＝ピコ条約で分けるみたいなことが非常に話題になりますが、今日のお話の中にもはっきり何度も指摘されていましたように、委任統治というものはもうどうにもならないものとしていくわけですよ。その案をどうにかしようと思ってもうどうにもならない。それで丸投げするんですが、丸投げした案が作られたあと、板垣先生が指摘なさいましたように実際にはこの決議を実施しないわけです。イギリスは何をやるかという、「やめた」と言って引き上げちゃって、「あとは本人同士が争え」という形になってしまった。委任統治とか国連だとか、国連で決議してまじめに議論しているかのように見える、そういう人たちがそういう無責任の体質を持っている。私はイギリスがいちばん責任が大きいと思うんですが、それだけではなくて、そういうことをしてしまった国際社会というものが、70年代、80年代に多少調整はしてきましたけれども、しかし、今日までものごとを解決しないままにいるという無責任さというか、不義。

それで世界の人々は民族自決権を、われわれ自身も含めて承認しているわけですね。承認しているわけですから、人類において普遍的に認められている原理に従ったような主張を認められるだろうという期待がパレスチナの人々にあったとすれば、それは国際社会の無責任さの底の暗い闇がわからなかった。それが1つ目です。

2. 第二の不義

二番目の不義は、もうすでに指摘がありましたが、この時に 33 カ国賛成したとか言っていますけれども、賛成した国も反対した国も含めて、ほとんどのアジア・アフリカの国はこの外にあるわけです。つまり国連は主権国家の集まりだとかと言いますが、この瞬間の国連というのはアジア・アフリカの国に主権なんか認めないということが前提になってできている。今日、きちっと 33 カ国をお教えいただきましたけれども、その国をみると、こういう見方があると思うんです。白杵先生はヨーロッパと南米の国々というふうに言いましたが、当時の南アのような国も含めて移民でできた国であるわけです。移民でできた国が直ちに植民地主義かどうかというのは議論の余地があると思う。つまり、われわれは今、アメリカを植民地主義だというふうには描かないわけですから。イスラエルのようなあからさまな植民地主義であるような場合、あるいはかつての英仏の植民地支配みたいなもの、例えばニュージーランドみたいな国をどう考えるかということではありますが、いずれにしても 33 カ国のうち 18 カ国は移民ベースの国です。つまり移民で国ができることはいいと思っている国たちがアジア・アフリカの、そしてパレスチナ人も含めたアラブの当事者たちに主権をほとんど与えないままに勝手に決めているという不義です。われわれが国際社会をきちっとしたいいい世界にしていくとしたら、そういう間違っただとか闇の部分で清算する。60年代から70年代にアジア・アフリカが次々と独立して、70年代半ばぐらいには今日の国連の形に近い、少なくとも今日の加盟国の3分の2以上が加盟している形になったわけで、そのころになってようやくパレスチナ解放機構がオブザーバーに認められるというような状態で多少は修正されてきましたが、こういう、なんかわれわれが持っている国連主義というのを、今の国連とそもそもの国連の質の違いを考えたほうがいいと思うんです。

しかし、二番目の不義の中で、いちばん質の大きな不義として、この分割決議案が論じられていた時にはいまひとつはつきり出ていなかった問題があります。それはこの分割案の時の議論は、難民あるいは被災民というもっぱら生き残ったユダヤ人の物語だったわけです。ところが、このあと、戦後の歴史の中でナチスがいったい何をやったかということが次第に明らかになって。つまりホロコーストです。イスラエルを支える力はいろいろありますけど、ひとつの大きなものはホロコーストに対する反動があって、ホロコーストがあまりにも恐ろしいために、ホロコーストを償うツケをパレスチナ人に乗せてしまうとい

うことの不義を、ほとんど不問にするというものが国際社会をつくっている。しかし、それはパレスチナ人もずっと論じているわけです。今回のお話にもありましたように、決議案の中で、「どうしてヨーロッパのユダヤ人のツケをわれわれが払わなきゃいけないの」と言っていたんですが、どれほど恐ろしいツケだかはその時はわからなかったという問題があると思うんです。88年になって独立宣言を出した時に、分割決議を認めると言わざるを得なかった時、そういうことになったひとつの背景は、その不義の深さ、重さがわからなかった。それで、何百万人かという数については多少議論がありますけど、そういう数の人の命を奪うようなホロコーストみたいなものをつくり出した、ドイツだけの問題じゃありませんのでヨーロッパの罪。それは板垣先生がおっしゃった反ユダヤ主義の根っこということだと思います。極端なことを言えば、それは歴史と近代文明が合わさったところでできているわけです。そういう闇の深さをドーンとパレスチナに乗せた。今、無責任さ、主権を奪ったままの不義、闇を転嫁する闇の恐ろしさという3つの面で申し上げましたこの不義の質というものがわからなかった。わからないできた。今でも、もしかしたら、わかりきれていないぐらいの問題があるだろうと思います。だからこそ、こういうことになっているのではないかな。

4. 第三の不義

三番目に、そうすると、この分割決議案は先ほど言いましたように分割するのか、単一なのか、あるいは連邦なのかという議論の枠の中に入ると思いますが、こういう問題は平たく言うと、民族問題としての解決策なわけです。良くも悪くも、この分割、主権の付与、住民交換というのを延々20世紀にやってきたという、これ自体はたいへん問題をはらんでいることはわかっていますが、20世紀に確立した国民国家体制というもののやり方としてはそれしかない。ところが、それを国際社会は延々解決してこなかっただけでなく、解決しないことによって問題がどんどん悪くなるという。先ほど、奈良本先生の話の中で「オムレツを卵に戻せない」という比喻が出ましたが、真実に起こったのは何かというと、オムレツのように作ったグジャで食べられない料理を床に落としてぐちゃぐちゃに踏みつけたあと、卵には戻せないというようなことだと思うんです。

70年代以降に、いわゆる宗教復興というものが起こってきます。これはハマスに代表されるようなイスラーム復興の問題もありますし、宗教的シオニズムというような、ある種、矛盾した形容で呼ばざるを得ないようなものがあって、それが西岸地区を返すのは宗教的なあるいは聖書的な教義に反するというようなことを主張して領土主権を…。シオニズムというのはもともとそういう要素を持っていますが、本来は、やや文化的な色彩が強かったものがどんどん宗教化していく。そのことによって、民族問題は民族的な解決があるわけですけど、民族問題じゃなくなる、次第に宗教問題化していつて手遅れになってくると

というようなことが出ているんだろうと思います。

そういう中で、民族問題の解決策として、仮にわれわれが今、「パレスチナ分割決議案」というのは今の状態よりもはるかに良かった。多数意見はたいへん問題があるけど、少数意見であれば、分割するにしてももうちょっと公正なやり方がある」、ということから考えた時に、分割の有効性は今、残っているのだろうか。というのは、今、アナポリスで行われているようなことを含めた中東和平案というのは、基本的には分割案の復活なわけです。イスラエルに対して、パレスチナ人の主権国家もつくって、それによって何らかの、それなりの成果を達成しようということなのですが、私はたいへん疑問に思います。疑問であるというのは、それをとにかくやってみようというのが 1993 年のオスロ合意で、先行自治というような形でやってみるということだったんですが、歴史的経験は何を物語っているのか。1988 年に独立宣言が出て、パレスチナ側も分割のコンセプトを認めてもいいですよというようなことを言ったところから、2000 年ぐらいまでのところをずっとやってみて、2000 年からこっちは再び暴力でがんばるんだという路線がガーっと出てきて、それを今なんとかしようとしています、分割案の有効性は 87 年ぐらいから 2000 年ぐらいの間に試してもうだめになったんじゃないか。覆水盆に返らずとかオムレツ卵に戻らずと言いますが、もう戻らない状態になったものを今、希望をつないでやってみているだけなんじゃないか。私はそう危惧しているわけです。

5. イラク問題との関連性

それを最後にイラクの問題と比較して考えたいと思います。パレスチナのナクバ 60 年が来年来ますけれども、それに対して、今、アラブの知識人の間でイラクのナクバという、2003 年にイラク戦争が起こって、アメリカがイラクを占領するなどという、時代遅れの植民地支配のようなものを、21 世紀になって何でこんなものを見るんだというふうに、みんな驚いたようなことがありました。しかも、今、アメリカの議会で、イラクもどうしようもなくなってきたので 3 つに割るのがいいというような決議をしたりしているわけです。時代も違いますしタイムスパンも違うんですが、植民地的な支配をやってみてうまくいかなかったときに、とにかく仲良くできないから割ってみる、みたいな、そういう話という点ではある意味、非常に似ている部分がある。単に似ているんじゃなくて、必然的なものがあるわけですね。今の国民国家システムの中で何かあると、そういう話に必ずなってくるという。その時に、イラクの状態は希望なのか、希望でないのか。私は希望だという意見ですが、なぜかという、そういうよこしまな、不義のものは機能しない。残念なことに、よこしまなものが機能しないということの証明は、そういうものが果てしなく壊れることによってしか証明されないという悲劇は今あると思うんです。あるんですけども、アメリカがあれだけの強大な力をもって、一極体制の中でもイラクを統治できないと

いうことは、今のシステムが回らない、システムのある部分で壊れている。そのシステムがパレスチナを置きざりにしてつくってみて、パレスチナを封じ込め、封じ込め、60年もってきた、あるいはこの国連の60年ちよつともってきたシステムがどこまでいくのかということかというと、今、そういうものすごい危機になっている。

板垣先生は今、パレスチナ人が消滅する、抹殺されてしまうというような危険と同時に、イスラエルそのものがもう立ち行かないという危険があるということをおっしゃいました。けれども、私はイラクとの比喩も含めて言うと、今、向かっている方向は、やはり分割での和平というのは、どうも賞味期限がゼロだとは言わないまでも、限りなくゼロに近づいているのではないか。もう1回戻ってくるのは何かということ、全体的なマッピングを全部再構成しなければ収まらないという物語、あるいは統一国家ということですが。

最後に、分割案について、ひとつご紹介しておきたいのは、70年代に、フレッド・ハリデーというイギリスの政治学者が言った案があります。彼は「民族問題であるから、民族を分割して、土地を分割するというのは、解決策としてはそれなりの意味がある」と言ったんです。「したがって、私はイスラエルとパレスチナの2国をつくってやるのに賛成だ。しかし、今のような不公正な状態……、今の、というのは、当時の案はイスラエルはそのままにして、イスラエルが67年に取ったところにパレスチナをつくろうという話ですから、それは不公平だ、不公正だと言われている多数派の分割決議案よりもっと不公平なわけです。それはありえない。したがって、恒久的な2つの国の、という形を達成するためには国境と問いの再編成が必要だ」と。フレッド・ハリデーがその時に言ったのは「しかし、それはイスラエルは認めないから、もう一度戦争が起こって、そうならない限りは解決にいかない」ということを言ったわけです。これは、私は非常に卓見だったと思うのです。もう一度、戦争が起こって、イスラエルが負けて仕切り直して、パレスチナ側に土地を戻して解決というふうにはいきませんで、その後のイスラエルの動きというのは、むしろレバノンに攻め込むとか、拡張主義ががんばって、そっちに行かないということだったのです。しかし、こういう危機の段階になってきて、つまりイスラエルがそういうふうやってきたことが果てしなく成功し続けるという物語のほうが、将来の予測として、これだけ激変する時代にこういう形が残るかと言えば、私はそうではないと。しかし、では、どうなるのかということころを、この60年の過去を振り返りながら未来を考える上でのポイントかなと思います。すみません、私も時間超過しました。どうもありがとうございました。

司会： どうもありがとうございました。では、奈良本先生。

奈良本： 今、コメンテーターの先生方からご指摘されたのは、きわめてプリンシプルに関

する問題だと思います。私自身、今、改めて気がつかされたということでもあるのですが、パレスチナ問題を理解しようとする場合にはパレスチナだけを見ていたのではわからない。あるいはパレスチナとその周辺だけを見ていたのだけではわからない。周辺というのは、例えば国際会議で出てくる欧米諸国を含めても、そこを見ていただだけではわからないということだったと思うのです。

ひとつは、植民地、あるいは移民、そういう問題。そこにおける移民活動、あるいは植民活動という場合、つまり植民する人たちというのは……恵まれた人たちはだいたい移民はしていかない。不遇な人たち、あるいは差別されている人たちが移民をしていく。そこで、この立場が逆転する。そういうところをやはり見ていかなければいけないということは、改めて、今、思っている次第です。ですから、例えば満蒙開拓団については日本に資料があるわけですから、そういうものとパレスチナ移民との類似性とか、そうやって移民していった人たちの心理とか、そういうこともやはり見ていかないといけないなということを改めて感じました。

もうひとつ、いわゆるミスト・オポチュニティ（失われた機会）という議論はしばしばなされますし、確かにパレスチナ人と話をしても聞かれます。去年、会った人も「シオニストがいくら悪い、悪いと言ったってしょうがない。彼らは敵なんだから。われわれがいかにバカであったかということを理解しなければいけない」ということを言っていました。しかし、単純にバカであったということじゃなくて、やっぱりああいう小さい地域で、しかも、その中には農村で小学校くらいしか行っていない人たちが大勢いるわけで、その人たちが、この国際政治の中で渦巻いているこういうとんでもない仕掛けを理解するというのは、もう大変なことだったと思うんです。それを理解しろというほうが無理と言えば無理なので。確かに教育を受けた人たちはそこを見る力があつたかもしれないけれども、しかし、それが、じゃあ、政治運動として、そういう人たちが自分では気がついていても、だけど、それを運動として組織することが可能であつたらうか。そこら辺のところはどうにも解決不能な問題として、依然として私の中には残っています。いずれにしても、大事なこのプリンシプルに関する問題を改めて指摘していただいて非常に勉強になりました。どうもありがとうございます。

木村： 簡単に申し上げます。本当に基本的なことを問わずにプロセスだけを話したような次第で、恥じっている次第です。板垣先生が論点に挙げられましたシオニズムの認知の問題。それから、二民族というセッティングの問題。それから、マンデイト、誰が委譲したのか。それから、ナチズムとの絡みもあります。二番目に、あとのほうにおっしゃったのはネーション・ステイト・システムの問題。三番目

は植民地。四番目は国際性ですか。私自身、臼杵さんから「報告しろ」と言われた時に、こういった基本的な問題を考えればよかったのですが、私はここ数年あまり勉強していなかったということもあり、むしろプロセスだけに走ったような結果になりまして、まことに申し訳ないと思います。

小杉先生からは、3つの不義の問題が提起されました。要するに移民国家というものが国連の場では非常に多かったということ。それからホロコーストの不義を償う。それから、国連が1945年10月に発足した時は、国連加盟国は51カ国ですよね。報告でも若干触れましたが、国連が発足したばかりで、どういうものなのかということについても、加盟国の間ではっきりとした確信がなかったといえますか。だいたい総会決議というものは法的な拘束力を持たない。これは今ではさかんに言われていることなのですが。まさに分割決議というのは総会決議なのであります。イスラエルは独立宣言を48年5月14日にするわけですが、その時には、この総会決議を錦の御旗みたいにしていて、でも、あとになると、もうこの総会決議のことには全く触れなくなります。というのは、イスラエル自身が総会決議を無視して拡張してしまったからです。総会決議によって、イスラエルはできたのではないということをむしろ言うわけです。だから、総会決議というものについての認識は、当時の国連もそうですし、加盟国も確たるものを持っていなかった。

もう一つは、やはりホロコーストというものがよっぽど大きかったと思うのです。これを償うために何とかしなければいけないという罪の意識。これはヨーロッパの国々は本当にそうだったと思うのです。ノルウェーの国連代表などの発言をみても、それが表れています。ですから、国連そのものがまだはっきりしていなかった。その決議の位置づけもはっきりしていなかった。いずれにしても都合のいいように使われたということでしょうね。そういう状況であるならば、決議がどういうプロセスで通ったかというのはあまり意味がないという板垣先生のご指摘は、確かにその通りだと思うのです。小杉先生のこの不義の問題はまさにそうでありまして、私自身、将来を見据えてこの問題を考えるという視点から報告しなかったということです。決議そのものはどういうプロセスで通ったのか。あるいはアメリカの国内にどういう動きがあったのかということに重点を置きすぎ、お二人の先生からご指摘をされました、より本質的な問題、しかも将来を見据えた本質的な問題をほとんど省いたということは、たいへん申し訳なかったと思っている次第です。

第4章 質疑応答

司会： どうもありがとうございました。木村先生は謙遜されてらっしゃいましたが、前半の報告の実証的で整理的な研究の精査と、コメントのプリンシプルといいましょうか、理論的で問題提起的なところがかみ合って、皆さんに問題の構造が立体的にわかる報告とコメントだったと思います。

時間がなくなってしまっって申し訳ありませんが、予定より若干時間を延長させていただいて、フロアの皆さんからコメントやご意見をいただきたいと思います。手を挙げていただきたいんですが、ご発言の前にお名前を言っていただければと思います。どうぞ。

役重： 役重（ヤクシゲ）と申します。小杉さんから、1988年のPLOのパレスチナ独立宣言でPLOが分割決議、分割を受け入れる方向に転換したという話があったのですが、僕はその点で疑問に思ってきた点があります。88年の独立宣言というのは、おそらく国連安保理決議242号をベースにミニパレスチナ国家を受け入れるという議論で、総会決議181号にまで立ち戻って、これが自分たちの権利のベースとなるものなんだという主張をしていたようには、ちょっと思えないというのが…、これはもしかして、勘違いかもしれないんですが。本当に方針転換をして、この181号をベースに今後の解放闘争をやっていくんだということであれば、例えば国境ラインというのは当然181号が定めたラインで、これをベースにやっていくと。少なくともグリーンラインを出発点にしたら、交渉の中でグリーンラインからさらに後退していく可能性があることが、当時の国際環境の中で読めなかったのかなというような非常に素朴な疑問ですが。

もう二点あります。181号の条文の中には、ユダヤ国家、アラブ国家どちらもですが、要するに住民に対して、ユダヤ人であろうと、アラブ人だろうと、差別をしてはならないとあります。市民権を完全にそれぞれに対してそれぞれの国家が保障する義務があると、それを憲法に記してそれを国連が認めるというプロセスを経て、初めて、その国家というのは認められるんだというような形になっていたと思うんです。だとするのであれば、パレスチナ側、あるいはアラブ側は、これをベースに、例えば難民の帰還権は絶対に譲れない。これは今も維持していると思うんです。

あと、イスラエル国内に住むパレスチナ人の完全な市民権の保障も181号に沿うのであれば、絶対に要求項目として盛り込まれるべきことだと思うんです。ところがPLOは少なくともオスロ合意以降、イスラエルの中のパレスチナ人の市

民権の完全な保障に関しては管轄外ということで要求項目から外していたように思います。しかも、難民の帰還権に対しても、少なくとも一政府の方針としては、ほとんどなきに近いような形になってしまっているとか、断言まではしていないにしてもそういう形になってきています。

そうすると、この 181 号に関して、イスラエル側だけが自分たちの国家の法的な正当性はここにあるんだというような形で利用していて、パレスチナ側、アラブ側がこれを武器として全然利用できていないという…、国境ラインの問題、難民のこと、イスラエル国内のパレスチナ市民の権利のこと、そういった点に関して、この決議を利用しきれてきていないということは言えるのではないのでしょうか。それはいったいなんでなんだろうという、非常に素朴な疑問ですが、その点でお答えいただける方がいれば、お願いしたいと思います。

司会： はい。わかりました。小杉さんに対する質問というよりは、どなたかということで、何人もお答えできる方がいるかもしれませんが、どうでしょうか。

—： いくつか質問をいただいてから、まとめて答える形に。

栗田： 栗田と申します。パレスチナ問題はその周囲だけを見てはわからないということを奈良本先生がおっしゃいましたが、この 47 年の分割決議案を見ることで、パレスチナとイスラエルとの間、アメリカとか国連とか当時の世界の構造全体が見えてくるような問題があるということを勉強させていただきました。その全体の構造を、板垣先生は植民地主義という言い方で表現されたかと思うんですが、それに関連してどなたかにお答えいただければと思います。

植民地主義状況をどう考えるか、その中でパレスチナ問題をどう考えていくかということに関連しているんですが、ひとつ目は当時の 47 年段階の世界において、今、問題になっているのはアラブ対ユダヤとかアラブ国家とユダヤ国家を何対何の領域で分割するかとか、分割の仕方はこうしたいか、こうしたか、そういう問題は民族間のいろんな問題ではなく、基本的には植民地主義の問題なんだ。植民地イスラエルやシオニストも同じで、そういった帝国主義勢力というものがあって、巨視的に捉えると帝国主義対現地の住民の問題なんだろうということが、47 年の当時の世界でどれぐらい認識されていたか伺いたいと思いました。

それは、おそらく葬り去られてしまったもの、少数派案という形にもなるかもしれませんが。どちらもバルフォア宣言の有効性自体から問い直していく案のほう、こちらは例えばインドとかが加わっているわけですし、それは 1930～40 年代ぐらいから、アジア・アフリカの国の民族解放闘争を戦った人たちの間では、パレスチナ問題というのは、一方、ユダヤ・アラブ対立問題ではなく、帝国主義の問題なのかという認識はおそらくあったでしょう。それこそはインドの立場にも現

れているでしょうし、個人的にはマルティン・ブーバーの本の中に収められているのでしょうか、シオニスト側が30年代にインドのガンジーに、ユダヤ人の境遇に同情してシオニズム運動を支援してくれという手紙を送ったのに対して、ガンジーが、インドでイギリスに対して植民地闘争を戦っているインド人の自分としてはそう考えている。むしろ30年代からはパレスチナでアラブ大反乱が起きている時期なんだ、そのパレスチナ人の側に立つしかないとはっきり言っています。さらに、ヨーロッパでユダヤ人に対する不正があるのは知っているけれど、パレスチナ人にそういうユダヤ人のツケを負わせることはできない。やはりパレスチナ人が今、30年代、アラブ大反乱で戦っている戦いは正当な反帝国主義闘争なのであって、ヨーロッパのことはヨーロッパで解決しろと。ユダヤ人はナチに対してサッティヤーグラハつまり非暴力抵抗運動をすればいいんじゃないかと、ものすごいことを言っている訳です。この文章を読んだときに、ガンジーはパレスチナ問題というよりも帝国主義の問題もあったということを知っているんだろうと感心したのですが。ガンジーとかインドはさておき、この時期、国連にまだ加わっていなかった国々とか地域の民衆を含めて、パレスチナ問題というのは、アラブ対ユダヤ、アラブ国家・ユダヤ国家問題ではなくて帝国主義の問題だということが、どのくらいアジアの国なり民衆によって認識されていたのか、もう少し教えていただければ幸いです。

二点目は、その植民地主義の把握ということと関連するんですが、特に木村先生がご報告の中で、この時期のソ連の非常に衝撃的な態度の転換をグロムイコ演説を例にとりて紹介なさっていました。ソ連の政策変更背景の具体的な要因としては、最後のほうでイギリスを追い落とす、英米関係にくさびを打ち込むとか、アラブ連盟を構成するような当時のアラブ諸国への失望感があったのではないとか、いろいろ列举されました。これらの事象を植民地主義の理解ということに引きつけると、結局、それまではシオニズムというものはユダヤ・ブルジョワジーによるアラブ労働者階級の搾取であり、帝国主義支配の目的に仕えるものという意識もあったにせよ、本質主義的な言い方をしていたところ、突然、この時に若い人が戦後にこういう方針転換を言った。これは、少し抽象度が高い言い方をすると、この時期に帝国主義の定義とか帝国主義理解ということをめぐる転換が起きているのでしょうか、そのことについて何かおわかりでしたら教えていただければと思います。

司会： ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。お二人で3点出たのですが、最初のアラブ・パレスチナ側が国連分割決議案を利用しようとしなかったかについては奈良本先生でしょうか。

奈良本：最初の 88 年の独立宣言に関連しての説明ですよね。独立宣言の根拠というのは、あの文書を読みますと、法的には 181 号に基づいているというのは、僕は明確だと思います。あの分割の仕方は防いだけれども、しかし、ユダヤ国家とアラブ国家をつくるということをはっきりとうたっています。242 号については、あの文書の中には、私の記憶する限りでは出てこないです。ただ、現実の政治の中で、つまり非公式な折衝が行われる時にどういう話が出ていたかということになると、これはわかりません。とりあえずあのグリーンラインがスタートになってしまうというような国際的な力関係があったというところで、現実の話は進んでいったということは確かだと思います。

それから、181 号にある市民権の保障、あるいは 194 号にある難民の帰還権の行使に関して、現在の自治政府、具体的にはアッバース大統領が率いている政府がはっきりと主張していないではないかという指摘ですね。私はそういう気がしています。そういう気がしていますが、それ以前に私が感じるのは、現在の自治政府、特にアッバース大統領とファイヤド首相の政権ですが、この政権が訴えている非暴力ということに関しては、私は反対ではないです。要するに武器を取ってイスラエル軍と正面から戦うというやり方は、イスラエルのルールに乗ってしまうということだと私は思うんです。

非暴力の闘争というのは本題じゃないんですが、なんでこれが説得力を持たないかと言うと、例えばアッバース大統領やその周辺にいる人たちが実際にその非暴力の、非闘争の現場に行かないし、それをパレスチナ人の一般の大衆に向かって積極的に呼びかけるということをやっている形跡がありません。例えば壁の反対闘争なんかで座り込みがあった場合に、パレスチナの閣僚がその現場に行くというケースが非常に少ない。これは一例に過ぎませんが、そういうことを非常に感じます。さらに付言して言えば、実はオスロ合意のあと、アラファトがガザに戻ってきて、そして、彼は大統領になりますが、アラファトの時代から入植地の建設に対して徹底的に交戦をするというやり方をしなかった。これも、なぜなんだろうなという疑問が残っています。もちろん、あの当時の閣僚が現場に行って、座り込みをやってイスラエル兵に殴られるということは散発的にはありましたが。ここで、やっぱりパレスチナ側のルール、つまりインティファーダのルールだと思うんですが、それをやろうとすれば、どうもそういうふうにはならなかった。これは、ひとつは、自治政府をつくってしまったためにそういうことになったのかもしれない、そう思います。

それから、反植民地主義闘争ということでインドとの関係を指摘されましたが、これは、私は機会があったらもっと調べてみようと思うんです。1920 年代、30

年代の反バルフォア宣言、あるいは反委任統治闘争の中で、パレスチナの政府指導者たちはインドの独立運動に非常に強い関心を持っています。そして、実際にインドに行き来しています。もうひとつは、これと隣接した形で世界のイスラム教徒に訴える、特にインドのイスラム教徒に訴えています。その協力を得て、例えばパン・イスラム会議などをエルサレムで開いたりしています。意外と、そういうことはあまり書かれてないんですが、これは非常に明らかですし、インドのガンジーの闘争に学ぶべきだという議論は現在のパレスチナ人の間からも時々聞かれます。それぐらいでよろしいでしょうか。

司会： はい。では、木村先生、お願いします。

木村： では、できるだけ簡単に。委任統治制度を利用した支配が形を変えた植民地主義であるということは、ソ連がずっと言い続けてきたことです。それでは、ソ連はなぜ従来の政策を変えたのか、ソ連共産党の内部で重大な路線の変更があったのかという質問ですが、私はそれはないと思います。やはりあの時点の冷戦が激化する状況の中で、ソ連が中東では後退を迫られていく、そういう状況の中で、むしろこの問題をソ連の利益増進のために利用しよう、それが方針転換の基本的な理由ではなかったかと思うのです。

それから植民地主義の問題ですが、実はまだ国連に問題がかかる前、つまり、パレスチナでユダヤの反英闘争が盛んに行われていたころ、後でかなり有名になるような第三世界の人たちが、むしろこれを反英植民地主義闘争として捉えたという側面があるのです。ひとつの例は、パリにしばらく滞在していたホーチミンですが、その時に社会主義シオニストと非常に頻繁に接触したと言われています。例えば、後にイスラエル共産党の指導者になりますが、先ほど触れたモシェ・スネー。ベングリオンも一度だけ、パリでホーチミンと会った、そういう記録もあります。だから、国連に持ち込まれた後は別として、その前の段階では、委任統治に反抗する運動をむしろ反植民地主義運動と捉えたという側面があったのではないかと思うのです。あと、なにかありましたでしょうか。よろしいですか。

司会： ありがとうございます。ほかに。時間もかなり過ぎておりますので、特になかったら、これで本日のワークショップを終了したいと思います。

付属資料

1. 木村氏レジュメ
2. 奈良本氏レジュメ
3. 奈良本氏年表
4. 奈良本氏地図

冷戦開始期における米ソの奇妙な協調

—国連パレスチナ分割決議採択に至る政治過程—

木村 修三

1. World War II 終結時の中東をめぐる米英ソ関係

- (1) 「帝国」維持のコストに耐えきれなくなった英国
 - ① 「大砲よりもバター」を選んだ英国民 (45・7、労働党アトリー政権の登場)
 - ② パレスチナにおけるシオニスト・ユダヤ人の一斉蜂起 (45・10) と増大する犠牲
 - ③ 66年振りの厳冬に見舞われた 46～47 年冬の深刻な経済危機と米への依存
- (2) 超大战勝国として中東への関与を深めた米国
 - ① イランへの武器貸与法適用 (42・3) とペルシャ湾司令部設置 (42・11)
 - ② サウジへの接近 (44 年の国営パイプライン構想と 45 年のサウジ国王との洋上会談)
 - ③ トルーマン教書 (47・3・12) とギリシャ・トルコ援助法 (5・22) → 冷戦の宣戦布告
- (3) 東ヨーロッパと極東での拡張に反し中東では後退を迫られたソ連
 - ① イランの国連提訴によるイラン北部からの撤兵と二つの傀儡共和国の崩壊
 - ② 二つの海峡の共同管理・共同防衛に関する提案 (46・8) のトルコによる拒否
 - ③ パレスチナ問題をめぐる協議からの完全な疎外とアラブ諸国での共産主義者弾圧強化
- (4) パレスチナとユダヤ人移住問題をめぐる米トルーマン政権と英国との亀裂
 - ① ビルトモア綱領後アメリカの内政問題と化したパレスチナ問題 (選挙綱領、国会議決)
 - ② パレスチナの将来よりもユダヤ戦災難民 (DP) の移住問題を重視したトルーマン
 - ③ 分割案と二民族国家案の間を揺れ動き続けた英政府とベヴァンの英統治継続への執着

2. 国連特別総会におけるパレスチナ問題の審議

- (1) 英による国連への提訴 (47・4・2、英国連代表部より国連事務総長宛書簡)
 - ① パレスチナ問題を次回定期総会における議題として取り上げるべきこと
 - ② 次回定期総会までには期間がありすぎるので早急に特別総会を招集し特別委員会を設置して次回定期総会への報告を準備させるべきこと
- (2) 特別総会の開会とアラブ側からの議題追加要請
 - ① 47 年 4 月 28 日特別総会が NY、Flushing Meadow の Assembly Hall で開会、米の推したブラジルの Oswald Aranha 代表を議長に選出
 - ② アラブ 5 カ国 (エジプト、イラク、シリア、レバノン、サウジアラビア) よりそれぞれ「パレスチナにおける委任統治の終了及びパレスチナの独立の宣言」を議題に追加するよう要請
 - ③ 一般委員会 (General Committee) で採決の結果、アラブ側からの要請は賛成 1、反対 8、棄権 5 で否決され、5 月 1 日の総会でも賛成 15、反対 24、棄権 10、欠席 6 で否決
- (3) 国連パレスチナ特別委員会 (UNSCOP) の設置とその構成
 - ① 米より「利害関係のない “メンバー国 (disinterested member states)” で構成する特別調査委員会を設置し、現地調査を実施した上、総会に報告と提案を行わせるべきだと提案

- ②第一委員会で上記の米提案を審議中、ソ連はパレスチナを bi-national state としてすみやかに独立させるべきだと主張、しかし結局は特別委設置に同意
- ③5月7日の第一委でアルゼンチンより特別委の構成は常任理事国5、アラブ5カ国から1、米州から3、大洋州から1、アジアから1、アフリカから1の計12カ国とするよう提案
- ④これに対し米は、中立性確保のため常任理事国を除外し、カナダ、チェコスロヴァキア、イラン、オランダ、ペルー、スウェーデン、ウルグアイの7カ国で構成するよう提案、なお米代表は特別委員会の報告が出されるまでは、いかなる特定の解決案にも態度表明を保留する旨言明
- ⑤英の Alexander Cadogan 卿は「英政府は英政府にとって認められないような総会決議を実施に移す意図はないし、パレスチナの両コミュニティの双方に受け入れられないような解決策を両コミュニティに強制するつもりもない」と言明
- ⑥5月8日の第一委でパレスチナの将来の地位の問題とヨーロッパにおける DP ユダヤ人救済問題をリンクさせるべきか否かにつき議論が集中。ノルウェー代表が特別委は難民救済案も提示すべきだと主張、南アもそれに同調。これに対しソ連のグロムイコは二つは本来別個の問題だと主張。なおグロムイコは常任理事国をも特別委に加えるべきだと主張
- ⑦5月12日の第一委で UNSCOP への付託事項が「特別委員会は現地調査を実施の上 1947年9月1日までに総会に対する報告を作成し、パレスチナ問題の解決にとって適切と思われる提案を準備するものとする」とされていたのに対し、ソ連及びインドより「パレスチナ問題の解決」の前に「民主的な独立パレスチナ国家を遅滞なく樹立することを含む」の文言を付け加えるべきとの修正案提出。この修正案は採決の結果、賛成 15、反対 26、棄権 2、欠席 2 で否決
- ⑧5月13日の第一委で米より特別委の構成につき、先に提案した7カ国にオーストラリア、グアテマラ、インド、ユーゴスラヴィアを加えた11カ国とすべきとの提案が出され、採決の結果、賛成 13、反対 11、棄権 29、欠席 2 で可決（アラブ諸国は付託事項での修正が容れられなかったことを理由に棄権）、次いで5月15日の総会（本会議）で上記の構成による特別委の設置を賛成 45、反対 7、棄権 1、欠席 2 で可決
- ⑨シオニストはシオニズムに同情的な人物が代表となっている国を特別委に加えるよう強力に働きかけ（例えばグアテマラの Jorge Garcia-Granados やウルグアイの Enrique Rodoriguez Fabregat のケース→2人の名は後にテルアビブの街路名となる）

3. グロムイコ演説の衝撃

(1) 分割案及びユダヤ国家樹立への支持表明

- ①従来ソ連はシオニズムを「ユダヤ・ブルジョアジーによるアラブ労働者階級搾取の運動であり…帝国主義的支配の目的に仕えるもの」として非難していた
- ②ソ連はまたパレスチナの分割という考え方を英国統治の永続化を図る策謀と非難し、これへの反対を中東の各共産党に呼びかけてきた
- ③47年1月から2月にかけてロンドンで開催された英帝国共産党会議が「パレスチナのいかなる分割にも反対する」旨の声明を出したのもソ連のこの主張に沿うもの
- ④ところが5月14日の総会（本会議）でソ連代表グロムイコ外務次官は、基本的にはアラブとユダヤ人との単一の連合民主国家の樹立が望ましいとしつつ
- ⑤アラブとユダヤ人との抜き差しならぬ対立からその実現が不可能と思われる以上、次善の

策として、パレスチナをアラブ国家とユダヤ国家に分割して独立させることも止むを得ないと表明

- ⑥ユダヤ国家樹立を支持する理由として、パレスチナに対するユダヤ人の歴史的結びつきと自分たちの国家を樹立したいというユダヤ人の熱望、さらに前大戦中にユダヤ人が被った特別の苦難について長々と言及

(2)シオニストに与えた驚きと喜び

- ①総会会議場にいた Jewish Agency のスポークスマンは「ユダヤ国家樹立への道を開くもの」として歓迎、Jewish Agency 執行委員長 David Ben-Gurion も同様の趣旨を日記に記す
- ②パレスチナの *Ha'aretz* 紙は「戦中のユダヤ人の苦難についてのグロムイコの言及はアングロサクソン諸代表の冷淡な発言と対照的」と批評

(3)アラブ側に与えた失望

- ①アラブ各国のプレスはこぞって大きな失望感を表明、例えば 5 月 16 日の *Ad-Difa'a* 紙は「われわれは英国代表の発言には驚かなかったが、ロシア代表が同国の原則をいとも簡単に捨て去ったことには愕然とした」と論評
- ②5 月 26 日付 *Falastin* 紙の社説は「アラブ諸国の代表やアラブ高等委員会の幹部たちはロシアをまるで『腫れ物』であるかのように避けてきた。これによりロシアはアラブ側が英国べったりだと考えるようになったのだろう」と論評

4. UNSCOP 報告の審議

(1)UNSCOP の活動

- ①UNSCOP の初会合は 5 月 26 日 NY に召集されたが、5 カ国代表しか参加しなかったため流会、6 月 2 日の会合でスウェーデンの Sanstrom 判事を委員長、ペルーの Dr. Ullora を副委員長に選んだ後、6 月 16 日からパレスチナに活動に移す（UNSCOP は NY がシオニストの猛烈な宣伝活動の本拠地で不適切なので以後 NY では会合を開かないこと、及び DP キャンプへの訪問は行わないことを決めた）
- ②UNSCOP はエルサレムでユダヤ人及び英統治関係者多数から聴聞を行ったが、アラブ高等委員会はその付託事項及び構成を不満としてボイコット
- ③UNSCOM の滞在中、パレスチナはユダヤ軍事組織の反英テロ活動で騒然たる状況、マーシャル・プランにより米ソ関係が一段と冷却するなか、他方でエクソダス号事件に世界の大きな関心が集まる
- ④UNSCOP はバイルート、ジュネーブで聴聞を続けた後、8 月中旬に計 10 回の会合を持ち、8 月 31 日、a) 委員会の全般的勧告（全会一致の 11 項目とウルグアイ・グアテマラが反対した 1 項目→注）、b) 多数派案（経済連合を伴う分割案：カナダ、チェコスロヴァキア、グアテマラ、オランダ、ペルー、スウェーデン、ウルグアイ）、c) 少数派案（連邦国家案：インド、イラン、ユーゴスラヴィア）、の三つを盛り込んだ報告書を国連総会に提出

<注=Recommendation XII. The Jewish Problem in General : In the appraisal of the Palestine question, it be accepted as incontrovertible that any solution for Palestine cannot be considered as a solution of the Jewish problem in general.>

(2) UNSCOP 報告への反応

- ①アラブ側は多数派案を強く非難、ただしトランスヨルダンの Abdulla 王のみはアラブ国家に割り当てられた部分を自国に併合する意図を漏らす
- ②Jewish Agency は当初多数派案に難色を示したが、その後受け入れを表明、在米のユダヤ人組織もこぞって多数派案を受け入れ
- ③英政府当局者（ロンドン、エルサレム）は多数派案を”unworkable and unfair”と評価
- ④米政府内では国務省、国防省がいずれも多数派案に反対の意向
- ⑤米国内では多数派案を支持するようシオニストらによる猛烈な工作（47 年の第 3 四半期、ホワイトハウスに約 6 万 5000 通、第 4 四半期に約 7 万 8000 通の電報、葉書、手紙が寄せられる）

(3) 国務省の反対を押し切ったトルーマン

- ①国連総会は 9 月 16 日に開会、ソ連によるマーシャル・プランの拒否やコミンフォルム結成で国際的緊張が高まるなか、総会の議題が非常に多かったため、総会と同一構成の Ad Hoc Committee を設置し、そこでパレスチナ問題を審議することとなった
- ②その前日の 15 日、米代表団の打ち合わせで国務省の Loy Henderson 近東アフリカ局長は「多数派案の実施は武力行使を伴わずしては不可能で大きな流血と惨事を招くのが必至であり、これに賛同すれば米とアラブ・イスラム諸国との関係の悪化は避けられぬ」として反対すべきだと主張
- ③Henderson は 9 月 22 日、”*Certain Considerations against Advocacy by the U.S. of the Majority Plan*”と題する長文の覚書をマーシャル国務長官に提出、その中で「米はパレスチナに一定期間の信託統治とその後の住民投票で問題を解決するよう各国の合意を取り付けるべきだ」と提言
- ④これに対しホワイトハウスのトルーマンの腹心 David Niles は 9 月 10 日、トルーマンを説得してシオニズムに同情的な John H. Hilldring 将軍と Eleanor Roosevelt 夫人を米代表団に加えさせ、国務省経由ではなく Hilldring を通じて大統領の指示を代表団に伝える方策を立てる
- ⑤10 月 11 日、トルーマンの指示により米の Hershel V. Johnson 代表が Ad Hoc Com で 米は領土に関する若干の修正を条件に多数派案を支持することに決したと表明、米のこの支持決定が審議の方向に大きな影響を与える
- ⑥多数派案ではネゲブはユダヤ国家に割り当てられたが、米代表団は、ネゲブにはベドウィンの遊牧民以外ほとんど住民がいないことから、これをアラブ国家に割り当てる修正案に合意を取り付けるべく働きかけていた。ところが 11 月 19 日、Weizmann と会ってネゲブをユダヤ国家に残すよう強く要請されたトルーマンは直ちに Hilldring に電話しユダヤ側の要請に応えるよう指示、そのため米代表団のせつかくの働きかけは挫折

(4) 多数派案へのソ連の支持表明

- ①10 月 13 日、グルムイコは 5 月 14 日以降久々にソ連の見解を Ad Hoc Com で表明、UNSCOP の努力を多とし、ソ連は多数派案を支持すると言明
- ②同じ日の国連総会（本会議）でソ連の Semyon Tsarapkin 代表は、多数派案は現状では best alternative で、パレスチナ問題解決への大きな一歩だと賞賛
- ③11 月 27 日の国連総会（本会議）でグルムイコは再び多数派案支持の熱弁を振るう
「アラブ諸国の代表たちはパレスチナの分割が歴史的不正義になろうと主張する。しかしかかる主張は、ユダヤ人が歴史上長きにわたってパレスチ

ナと結びついてきたという一つの理由をもってしても、受け入れがたい。
…… われわれは前大戦でユダヤ人が置かれてきた境遇を看過すべきでない
…… パレスチナ問題を二つの別個の国家を作ることによって解決する
ことは重要な歴史的意義を有する。なぜなら、その決定はユダヤ人—その
内の何万という人々がいまだに特殊なキャンプで難民生活を送っているユ
ダヤ人—の正当な要求に応えるだろうからである」

(5)パレスチナ分割案の採決

- ①Ad Hoc Com は 11 月 24 日に少数派案を否決、11 月 25 日に多数派案を賛成 25、反対 13、棄権 17 で可決、但し総会で採択に要する 3 分の 2 の多数決（棄権／欠席を除く）には不足
- ②Ad Hoc Com には UNSCOP 報告を精査するため二つの小委員会（第一小委は多数派案、第二小委は少数派案）が設けられていたが、第二小委ではパレスチナ問題の法的側面に議論が集中、アラブ側から、「国連総会が住民多数の意思に反してパレスチナを分割する決議を採択する法的権限を有するの否か、国際司法裁判所の勧告的意見を求めるべきだ」との提案がなされた。このアラブ側の要求は 25 日の Ad Hoc Com で賛成 20、反対 21、棄権 13 で否決
- ③シオニスト及びその同情者たちは総会で分割案が採択されるよう猛烈な働きかけを展開、そのためにまず総会での採決を数日間先に延ばす工作を行い成功
- ④最大の圧力対象となったのは Ad Hoc Com で棄権したハイチ、リベリア、欠席したフィリピン
- ⑤元国務次官補 Adolph A. Berl がハイチ、元国務長官 Edward R. Stettinius と経済学者 Robert R. Nathan がリベリア、二人の最高裁判事 Felix Frankfurter と Frank Murphy がフィリピンに働きかけ
- ⑥トルーマン自身は回顧録で自ら圧力をかけたことを否定、しかし総会場に詰めていた Jewish Agency の Nahum Goldmann と David Horowitz は、トルーマン自身がさまざまな国の代表に働きかけたと証言
- ⑦47 年 11 月 29 日、総会の採決の日には約 1 万人（ほとんどがシオニスト）が傍聴券を求めて殺到、採決の結果、パレスチナ分割決議（総会決議第 181 号）は賛成 33、反対 13、棄権 10、欠席 1 で採択（Ad Hoc Com で反対、棄権、欠席した国から 7 カ国が賛成に回ったことになる）

＜賛成：オーストラリア、ベルギー、ボリヴィア、ブラジル、白ロシア、カナダ、コスタリカ、チェコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フランス、グアテマラ、ハイチ、アイスランド、リベリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、ウクライナ、南ア、ソ連、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ＞

＜反対：アフガニスタン、キューバ、エジプト、ギリシャ、インド、イラン、イラク、レバノン、パキスタン、サウジアラビア、シリア、トルコ、イエメン＞

＜棄権：アルゼンチン、チリ、中国、コロンビア、エルサルヴァドル、エチオピア、ホンジュラス、メキシコ、英国、ユーゴスラヴィア＞

5. むすびーなぜソ連は分割案を支持したのかー

- (1)英国の追い落とし
- (2)英米間へのくさび
- (3)アラブ保守勢力への失望
- (4)将来のイスラエ国家への期待
- (5)その他

主要参考文献

- (1)Bruce R. Kuniholm, *The Origins of the Cold War in the Near East : Great Power Conflict and Diplomacy in Iran, Turkey, and Greece*, Princeton Univ. Press, 1980.
- (2)油井大三郎『戦後世界秩序の形成:アメリカ資本主義と東地中海地域 1944-1947』、東京大学出版会、1985.
- (3)Walter Laqueur, ed., *The Israel-Arab Reader : A Documentary History of the Middle East Conflict*, Penguin Books, 1969.
- (4)Harry S. Truman, *Memoirs of Harry S. Truman: Years of Trial and Hope*, Doubleday, 1965 (堀江芳孝訳『トルーマン回顧録』、恒文社、1966.)
- (5)Evan M. Wilson, *Decision on Palestine : How the U. S. Came to Recognize Israel*, Hoover Institution Press, 1979.
- (6)George Lenczowski, *American President and the Middle East*, Duke Univ. Press, 1990 (木村甲二・北沢義之訳『冷戦下・アメリカの中東戦略―歴代の大統領は中東危機にどう対処したか』、第三書館、2002.)
- (7)Martin Jones, *Failure in Palestine : British and United States Policy after the Second World War*, Mansell Publishing, 1986.
- (8)Wm. Roger Louis and Robert W. Stookey, eds., *The End of the Palestine Mandate*, I. B. Tauris & Co., 1986.
- (9)Kathleen Christison, *Perception of Palestine : Their Influence on U.S. Middle East Policy*, Univ. of California Press, 1999.
- (10)Walter Laqueur, *The Soviet Union and the Middle East*, Praeger, 1959.
- (11)Arnold Krammer, *The Forgotten Friendship : Israel and the Soviet Bloc, 1947-53*, Univ. of Illinois Press, 1974.
- (12)Avigador Dacan, *Moscow and Jerusalem : Twenty Years of Relations between Israel and the Soviet Union*, Abelard-Schuman, 1970.

(付記：本報告は報告者がかつて著した論文「建国期のイスラエルとソヴェト・ブロック」、『共産主義と国際政治』、第3巻、第4号、日本国際問題研究所、1979と部分的に重複する)

2007 年 12 月 1 日

ワークショップ「国連パレスチナ分割決議案＜再考＞－60 周年を機に」

報告：奈良本 英佑（法政大学）

ピール分割案から 181 号へ

I. シリア分割

サミュエル・メモ

サイクス＝ピコ協定

バルフォア宣言 ⇒

サン・レモ会議決定

⇒ セーヴル条約

パレスチナ民政府

⇒ 委任統治政府＝パレスチナ政府

II. パレスチナ

委任統治時代の 3 大テーマ

- ・ 移民
- ・ 土地
- ・ 将来の政体

チャーチル白書

- ・ 「パレスチナ（の一部）にユダヤ人のナショナル・ホーム」
- ・ ユダヤ人のパレスチナへの移民は「権利」——「恩恵」ではない
- ・ 移民は、経済的吸収能力の枠内で
- ・ ユダヤ人の支配を押し付けない
- ・ パレスチナに現存する非ユダヤ人の市民的・宗教的権利の保障

ロイド・ジョージ＝ワイツマン会談

「ナショナル・ホームとは国家のこと」

パスフィールド白書

- ・ 農業移民の余地はない
- ・ ← アラブ土地なし農民増大 ← 1925～26 年の移民は過大
- ・ 非合法移民の禁止
- ・ 土地取引の規制が必要
- ・ 速やかに自治政府樹立へ
- ・ 「ユダヤ人の労働」原則批判

⇒ マクドナルドの「ブラック・レター」でご破算

Ⅲ. 統一・自治州・連邦・国家連合・分割

将来の政体：さまざまなオプション

Nationalism Arab/Syria

Zionism

“Palestine Patriotism”

Bi-Nationalism With majority rule / With parity principle

Autonomy

Cantonization

Confederation (with/without other Arab states)

Federation (with/without other Arab states)

Cultural Autonomy

Partition

With transfer

Without transfer

(Trusteeship)

Ⅳ. 大反乱とピール分割案

背景：第2次移民ラッシュ ← ナチス政権

統一戦線「11月要求」 ← 立法評議会設置論——1930年ごろから

- 1) 国際連盟憲章に基づく民主的政府の樹立
- 2) アラブの土地のJへの移転禁止
- 3) a) J移民即時停止／「経済的吸収能力」により移民制限の委員会設立
b) すべての住民にID携帯義務付けの法令
c) 違法移民取締りの効果的な捜査

⇒ アラブ高等委員会の3大要求 → 当面「移民停止」

ピール報告

- 1) 委任統治は実行不能：＜アラブ＋ユダヤ⇒パレスチナ市民＞は実現不可能
- 2) 唯一の解決策：パレスチナ分割（cf. 地図）
ユダヤ国家： 海岸平野北部＋ガラリヤ地方－ナザレ地区
アラブ国家： 海岸平野南部＋ヤーファー＋ネゲヴ地方＋中央丘陵地帯－エルサレム含む中央部
委任統治地区： ナザレ地区＋中央部（エルサレム、ベツレヘム、ラーマッラー、リッダなど）
- 3) アラブ国家はトランス・ヨルダンと合邦
- 4) ユダヤ国家はアラブ国家に財政資金提供

人口：	Jews	Arabs	合計
J 国家	325,000	325,000	650,000
Ar.国家	1,000	475,000	476,000
ベドウィン	----	75,000	75,000
Jerusalem 地区等	75,000	100,000	175,000

トランス・ヨルダン	----	300,000	300,000

合計	401,000	1,275,000	1,676,000

(人口交換="Transfer"を予定)

当事者の反応：

- ・ アラブ高等委員会： 拒否 (7月24日)
「最も豊かな地域をJに譲るもの」
- ・ シオニスト： 条件付受け入れ (8月17日)
- ・ チャーチル、分割反対演説 (9月3日)
- ・ トランス・ヨルダンのアブドゥッラーは分割歓迎

ウッドヘッド委員会

分割具体化のA,B,C案検討

C案について

プランC： ピール案 (マクス) 西ガリリー地方

- “least objectionable” ——しかし
- J国家に1,257,800ドナム——うち821,700ドナム(全土の70%)がアラブ所有地
- アラブの同意がない
- 54,400人のアラブは、国籍をJに変えるか、立ち去るか、のいずれか——不公正
- 分割によって双方の安全保障は損なわれる
⇒ 分割は非現実的——問題解決にならない

ウッドヘッド報告 (1938年11月9日)

- ・ **分割は不可能**
政治的／行政的／財政的に多大な障害
- ・ 英政府はP統治を継続する責任
平和と進歩の条件＝アラブ・ユダヤの相互理解＝英当局の責任
- ・ アラブ・ユダヤの会談@ロンドンを開催すべし

V. 1939年白書から終戦まで

セント・ジェームス円卓会議（1939年2月）

- ・ M. マクドナルド試案
 - 移民10年間、以後、アラブの同意
 - 非アラブ・非ユダヤ国家——連邦、または自治州
 - 下院＝人口比、上院＝アラブ、ユダヤ同数
 - ・ アラブ、シオニストとも移民問題で妥協拒否
- ⇒ 決裂

マルコム・マクドナルドの白書（1939年5月）

- ・ バルフォア宣言—チャーチル白書の解釈：「Jナショナル・ホーム＝J国家」ではない
- ・ マクマホン書簡によるアラブへの約束：パレスチナは含まれない
- ・ ⇒ 10年後、非ユダヤ・非アラブのパレスチナ国家樹立
- ・ 移民制限： 10年間に75000人、以後はアラブの同意による
- ・ 土地移転： 高等弁務官に制限する権利(cf. 地図)

シオニスト反発 ⇒

ビルトモア綱領

- 1939年白書撤回
- “Jewish Commonwealth”建設
- 「ユダヤ機関」管理下に移民継続

ビルトモア大会（1942年5月）

シオニスト・執行委員会による採択（同11月）

全米ユダヤ会議による採択（1943年8月）

英政府、分割案再考

パレスチナ閣僚会議設置（1943年7月）

分割案了承（1944年1月）

分割案棚上げ（同4月）

VI. 終戦とAA委員会

AA委員会勧告（1946年5月）

- ・ ユダヤ人DP（戦災難民）のヨーロッパ再定住に協力——PだけではDP問題解決は不能
- ・ ユダヤ人DP10万人の移民許可
- ◎ アラブ、ユダヤはいずれも相手を支配しない—パレスチナは「アラブ国家」にも「ユダヤ国家」にもしない—国際的保障下にパレスチナ統一政府
- ・ ムスリム、キリスト教徒、ユダヤ教徒の平等を保障する政体
- ・ 経過措置としての委任・信託統治—A・J敵対が沈静化するまで
- ・ 土地移転規制の撤回

- ・ アラブ、ユダヤ間の、生活・教育・社会サービスなどの格差を積極的に是正
- ・ 移民政策でユダヤ、非ユダヤ人を差別しない

シオニストの反発→トルーマンに圧力→「10万人移民支持」声明⇒ご破算
勧告修正 →

Morison=Grady 案

- ・ アラブ州 (province) とユダヤ州からなる統一国家----エルサレム地区 (district) とネゲヴ地区は英国統治
- ・ 当面、中央政府は、英高等弁務官の統治
- ・ 将来、住民の意思により、単一国家、または、2 国家 (分割)
- ・ DP 10 万人移民の保留——アラブの同意まで

シオニストの圧力 ⇒ トルーマンが反対 ⇒ ご破算

ロンドン円卓会議 (1946 年 9 月)

ベヴァン提案

アラブ、シオニストの反対

Ⅶ. 国連：181号の成立

クロノロジー

- 4/28 国連パレスチナ臨時委員会設置
- 5/13 国連パレスチナ特別委員会 (UNSCOP) 任命
- 5/14 グロムイコ国連演説、「分割も可」
- 7/ エクソダス号事件
- 8/31 UNSCOP 報告 (多数派、少数派案併記)
- 10/11 US、UNSCOP 多数派案支持表明
- 10/13 USSR、UNSCOP 多数派案支持表明
- 10/22 国連パレスチナ臨時委員会に第1小委 (多数派案) と第2小委設置 (少数派案)
- 11/19 ワイツマン=トルーマン会談@ワシントン
- 11/24 UNSCOP 少数派案否決
- 11/25 国連パレスチナ臨時委員会、UNSCOP 多数派案を採択
- 11/29 国連総会 181 号決議

UNSCOP 報告

◎全員一致

- ・ 委任統治を終了、可及的速やかにパレスチナの独立を実現すべし
- ・ 大前提: "... problem of distressed European Jews should be dealt with as a matter of urgency so as to alleviate their plight and the Palestine problem"
- ・ 但し: "... it be accepted as incontrovertible that any solution for Palestine cannot be considered as a solution of the Jewish problem in general."

◆多数派案（＋）

- ・ 1947 年 9 月 11 日以後 2 年間の暫定期間を置いて、アラブ、ユダヤ両国独立
- ・ 経過期間中、英国が国連の監督下にパレスチナの行政
- ・ アラブ国家とユダヤ国家 制憲議会⇒暫定政府
- ・ エルサレム市は、国際信託統治
- ・ （地図添付）

<人口>

	Jews	Arab & others	Total
Jewish State	498,000	407,000*	905,000
Arab State	10,000	725,000	735,000
City of Jerusalem	100,000	105,000	205,000

*Bedouin を含めると 50 万人以上

◆少数派案（＋＋）

- ・ 3 年間の暫定期間を置いて、アラブ State とユダヤ State からなる、独立連邦国家を樹立
- ・ 首都はエルサレム
- ・ 制憲議会選出⇒憲法
 - 中央政府管轄： 防衛、外交、移民、通貨、連邦税、など
 - アラブ／ユダヤ自治政府： 教育、地方税、事業免許、土地取引、公衆衛生、など
 - 2 院制議会： 人口比例代表議会、アラブ・ユダヤ同数の議会——両院の多数決で立法
 - 連邦最高裁——アラブ人とユダヤ人の判事
 - 国籍は全員「パレスチナ」
- ・ （地図添付）

Ad Hoc 第 2 小委員会

——パレスチナ問題の法的検討——

- ・ マクマホン書簡解釈の問題——国際司法裁判所で判断求めるべき
- ・ バルフォア宣言の有効性——国際司法裁判所で判断求めるべき
- ・ 委任統治制の合法性——これも国際司法裁判所の判断を仰ぐべき
- ・ “Jewish National Home” ——委任統治当局は一度も「ユダヤ国家」とはしていない
- ・ 唯一可能な JNH の解釈＝“a cultural home for a limited number of Jews”で、パレスチナのいかなる部分においても“sovereignty”を意味しない

- ・ パレスチナは、まだ国際連合の信託統治に移管されていない⇒国際連合は、パレスチナの独立を承認すること以上の権限を持たない⇒パレスチナの政治体制は、パレスチナの住民（people）が決定すべきこと
- ・ ⇒ 国連に、パレスチナについて勧告・決定の権利があるかどうか、国際司法裁判所の意見を求めるべき

——多数派案批判——

<法的>

- ・ 委任統治の目的に、ユダヤ移民→パレスチナ「分割」はない——国際連盟憲章と国連憲章の原則に違反——当該住民のマジョリティの意思に反する
- ・ i.e. 国連には、マジョリティの土地を取り上げてマイノリティに与える権限はない
- ・ エルサレム地区の”permanent international trusteeship”も国連憲章違反——信託統治は暫定的なもの

<政治的>

- ・ 多数派案は、アラブとユダヤの関係を一層悪化させ、パレスチナに深刻な紛争をもたらす以外の何ものでもない
- ・ ユダヤ国家設立は、諸当事者間の敵意を高め、中東と世界の平和を脅かす

<個別具体的>

- ・ 人口構成（１）（多数派案付表参照）「ユダヤ国家」でもアラブが多数派
- ・ 同（２）１６の Sub-district のなかで、ユダヤ人のほうが多いのは、唯一 Jaffa の 71%。ユダヤ国家予定の Beersheba では、ユダヤ人 1 % 以下
- ・ 土地所有は、すべての Sub-district でアラブの所有地の方が多い。ユダヤ人の所有地は、Jaffa(39%)Tiberias(38%)Haifa(35%)Beisan(34%)の順、あとは、30%未満、多くの Sub-district で 1 % 以下
- ・ 1945 年農村統計によると、アラブの所有地は 12,574,774 dunum、ユダヤ人所有地は 1,491,699 dunum （アラブの土地が約 8.43 倍＝奈良本）
- ・ アラブとユダヤは混住、分割境界線を引くことは不可能。テル・アヴィヴが唯一の例外
- ・ マイノリティ問題は、分割によって解決できない
- ・ 分割不可能は、Woodhead 委員会の詳細な検討で明白。多数派案は、なんらこの委員会のレポートに反論していない
- ・ 多数派案の主張 <ユダヤ人のパレスチナへの移民がすべてに優先するから、パレスチナの分割がユダヤ人とアラブ人の衝突を避ける唯一の方法>——まったくの誤り、わずかに残された、アラブ・ユダヤ両社会の友好・協力の可能性を破壊するもの
- ・ パレスチナ経済の一体性の維持必要性については、UNSCOP の全員一致。だが、政治的に分割して Economic union を形成することは不可能
- ・ 多数派案の「ユダヤ国家」は Viable だが、「アラブ国家」は資源を欠き、まったく生存不可能

- かんきつ類生産地を含めて、最良の農地は「ユダヤ国家」予定地。一方、「アラブ国家」予定地の多くは耕作不能のやせ地、資源もない
 - 重要な港湾都市ハイファとヤーファは「ユダヤ国家」予定地
 - 「アラブ国家」の経済は、国際社会／「ユダヤ国家」からの援助なしには不可能
- ⇒ “... the partition proposal is legally objectionable, politically unjust and economically disastrous; in short, it is utterly unworkable.”

⇒ 第2小委員会の3提案

- 1) 上記の法的諸問題、パレスチナ問題の処理、とくにパレスチナ分割を住民の多数の意思に反して、国連ないしその加盟国が執行・勧告を行う権利があるか、国際司法裁判所に問う ⇒ 20-21で否決
- 2) ユダヤ難民、DPを、その出身国が再定住に努力、また、国連加盟国が分担して引き受ける ⇒ 16-16で不採択
- 3) The Constitution and Future Government of Palestine 決議案（少数派案）
 - ・ 人口比例した構成員による臨時政府設立——選挙法制定、政権議会選挙
 - ・ 委任統治権力は、その後1年以内に撤退
 - ・ 憲法制定の諸原則
 - パレスチナは統一主権国家（連邦制、2院政への言及なし）
 - 基本的人権保障
 - マイノリティの権利保障——ユダヤ人多数の地区ではヘブライ語を第2公用語、など

⇒ 20-29-14で否決

⇒ 第1小委員会(多数派)案

- 25-13-17で可決
- 国連総会決議181号 (cf. 地図)
- 33-13-10 (*)
- ・ 1948年8月1日までに委任統治終了 ⇒ パレスチナ分割・経済同盟 (Economic Union) ⇒ 10月1日までに
 - ・ ユダヤ国家 (56.47%)

ピール案 (マクス) 西ガリリー地区 + ネゲヴ地方
 - ・ アラブ国家 (42.88%)

ガザ地区 + 中央丘陵地帯 (マクス) エルサレム地区 + 西ガリリー地区 + ヤーファ
 - ・ 国際管理地区 (0.65%)

エルサレム、ベツレヘム
 - ・ 経過措置
 - 国際 Commission (5カ国) による監督
 - 2つの臨時政府 (Provisional Councils of Government)、それぞれの民兵隊設立
 - ・ 経済同盟：関税同盟；共通通貨；交通・共同通信システム など

(+) カナダ、チェコスロヴァキア、グアテマラ、オランダ、ペルー、スウェーデン、ウルグアイ

(++) インド、イラン、ユーゴスラヴィア

(*) 181 号の賛否

賛成 : Australia, Belgium, Bolivia, Byelorussia, Canada, Costa Rica, Czechoslovakia, Denmark, Dominican Republic, Ecuador, France, Guatemala, Haiti, Iceland, Liberia, Luxemburg, Netherlands, New Zealand, Nicaragua, Norway, Panama, Paraguay, Peru, Philippines, Poland, Sweden, Ukrainian, Union of South Africa, USA, USSR, Uruguay, Venezuela (以上、33)

反対 : Afghanistan, Cuba, Egypt, Greece, India, Iran, Iraq, Lebanon, Pakistan, Saudi Arabia, Syria, Turkey, Yemen (以上、13)

棄権 : Argentina, Chile, China, Colombia, El Salvador, Ethiopia, Honduras, Mexico, UK, Yugoslavia (以上、10)

ワークショップ「国連パレスチナ分割決議案＜再考＞－60周年を機に」

報告：奈良本 英佑（法政大学）

パレスチナ分割関連略年表

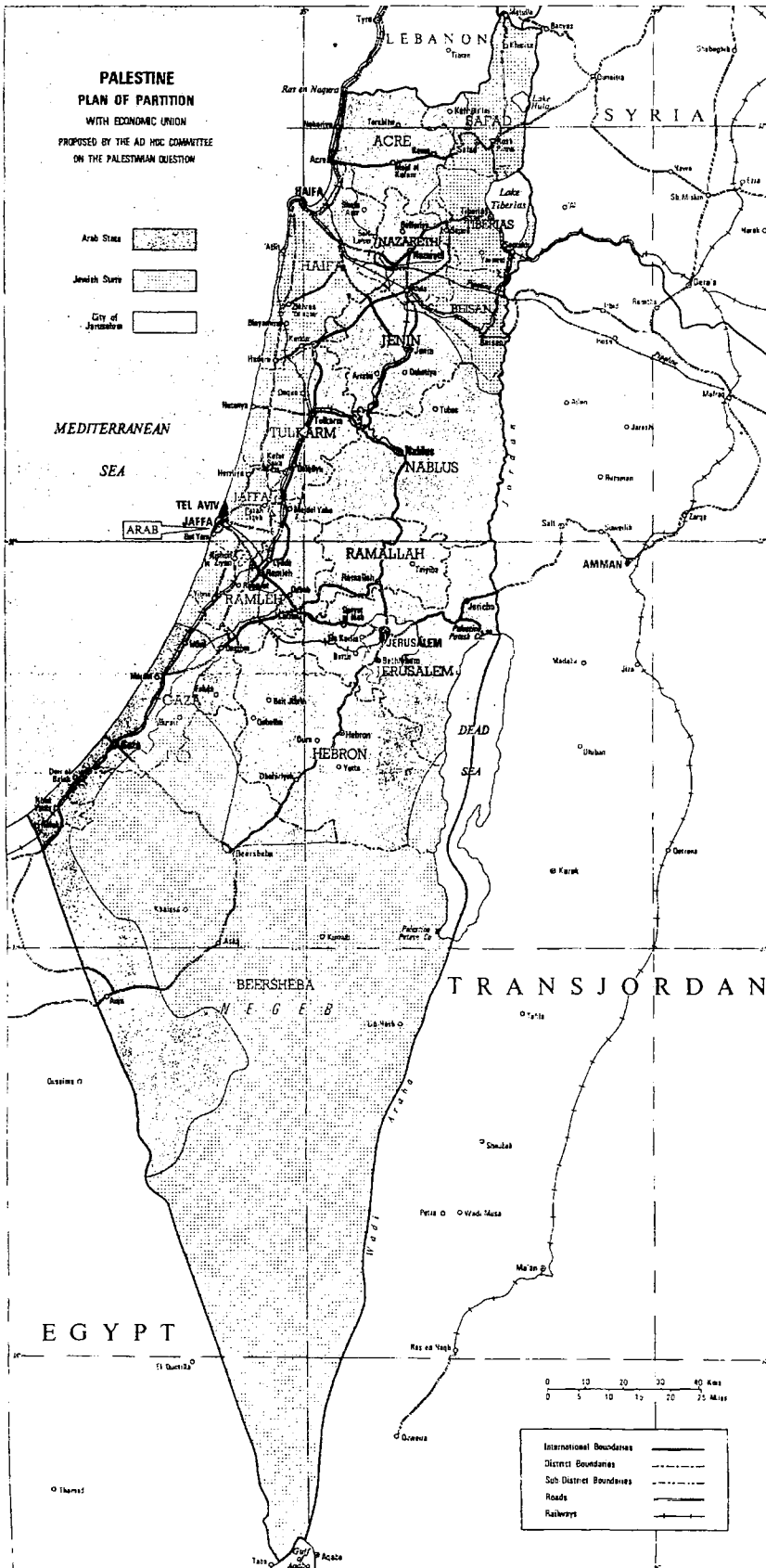
1914/11	英国、オスマン帝国に宣戦布告 H.サミュエル、グレイ外相に、パレスチナのユダヤ国家構想語る
1915/01 /10	H. サミュエル「パレスチナの将来」メモ——英国保護下ユダヤ・コモンウェス マクマホン、ファイサル宛第2 書簡で独立アラブ国家樹立支持を約束
1916/03 - 05 /06	サイクス＝ピコ秘密協定 「砂漠の反乱」開始
1917/11/02	バルフォア宣言
1918/10 /30	ムドロスの休戦協定
1919/08	キング＝クレーン調査委員会レポート提出
1920/04 /04	ナビー・ムーサー・フェスティヴァル事件
/04/20 - 26	サン・レモ会議
/06/30	パレスチナ軍政終了、サミュエルがヤーファールに上陸
/07/01	パリン報告書（ナビー・ムーサー事件について）
/07/07	サミュエル、初代高等弁務官就任式
/08/10	セーヴル条約締結
/12/19	第3回パレスチナ・アラブ会議@ハイファール、アラブ執行委員会設置
1921/05/1 - 5 /07/22	メーデー事件@ヤーファール。同市と近辺で連日暴動 ワイツマン＝ロイド・ジョージ、チャーチル、バルフォア会談： ロイド・ジョージ「B 宣言の最終目的はユダヤ国家」；ライフル密輸「黙認」
1922/06/03 /07/24	チャーチルの白書発表 国際連盟、パレスチナ英委任統治を承認
1923/07/24 /09/29	ローザンヌ条約 パレスチナ委任統治、正式に開始
1924	年末までに、ポーランド人を中心に、J 14,000 人が移民（6 月から急増）
1925	（シリアの大反乱） 年末までに 35,000 人が移民
1926/10	（シリアの反乱鎮圧）
1927	（おおむね平穏）
1928/09	パレスチナ警察、エルサレム「西の壁」のスクリーン撤去
1929/08/23 - 29 /10/24	西の壁事件 J133 人、Ar.116 人死亡 Shaw Commission パレスチナ入り
1930/03/12 /08/22	Show Commission Report 提出 John Hope-Simpson レポート

／10／20	パスフィールド白書発表
1931／02／13	マクドナルドのBlack Letter
1932／08	Istiqlal 党（独立党）結成
1933／08／07	ハアヴァラ協定締結 ⇒記録的な大量移民
／10／27 - 28	ヤーファアー、ナーブルス、エルサレム、ハイファアーなどアラブ抗議デモ
1934／03	Musa Kazim al-Husseini 死去で、アラブ執行委員会消滅
／12	国民防衛党結成／パレスチナ・アラブ党結成
1935／10／16	ヤーファアー港でイシューヴ向け武器密輸発覚
／10／26	ヤーファアーなどでイシューヴ武装抗議ゼネスト
／11	立法評議会問題「11 月要求」
／12／20	英、P 立法評議会設立案を正式提示
1936／04／25	アラブ最高委員会（アラブ最高委員会）結成、全Pスト委員会設置 ゼネスト開始、ゲリラ戦広がる
／10／12	ゼネスト中止指令
1937／07／07	ピール報告書公表ー J A 執行委員会「検討する」
／07／25	アラブ最高委員会、ピール案拒否の公式声明
／08／17	第 20 回世界 Z 会議、ピール案について審議 ⇒ 条件付で受入れ
／09／14	イーデン外相、P 分割案をさらに検討する委員会派遣を発表
／09／16	LN 理事会の P 特別委、ピール案を承認
／09／26	ナザレで、District Commissioner（知事） Lewis Andrews 暗殺
／10／01	アラブ高等委員会非合法化／ハッジ・アミン SMC 議長解任 ゲリラ戦再発
／10／09	Hyamson-Newcombe 案 A
1938／01／04	英政府、ピール報告を保留、ウッドヘッド調査委員会を任命
／03	（ドイツ、オーストリア併合）
／04／27	ウッドヘッド調査委員会エルサレム着。ナザレ、ハイファアーなどで抗議スト
／07	（エヴィアン難民対策国際会議）
／09	ハイファアーで列車爆破、マーケットに爆弾、一帯で戦闘激化、イギリス軍増派 （「クリスタル・ナハト」）
／10／5	全土でゲリラと英軍激戦、Ormsby-Gore 植民地相「P の情勢は深刻」 アメリカ・シオニストの集中的陳情作戦
／10／14	ウッドヘッド調査委員会「いずれの分割案も非現実的」
／10／22	英軍、エルサレム旧市奪還
／11／09	ウッドヘッド委員会報告書発表
／11／15	アラブ高等委員会（ペイルートに亡命）は、P 分割撤回を歓迎
1939／02／07	ロンドン会議開幕
／02／28	英提案、アラブ、J 双方に提示「P を将来独立国家に」@ロンドン会議
／03／16	アラブ、J とも、英修正提案を「交渉の前提にならず」と拒否
／05／17	1939 年白書発表

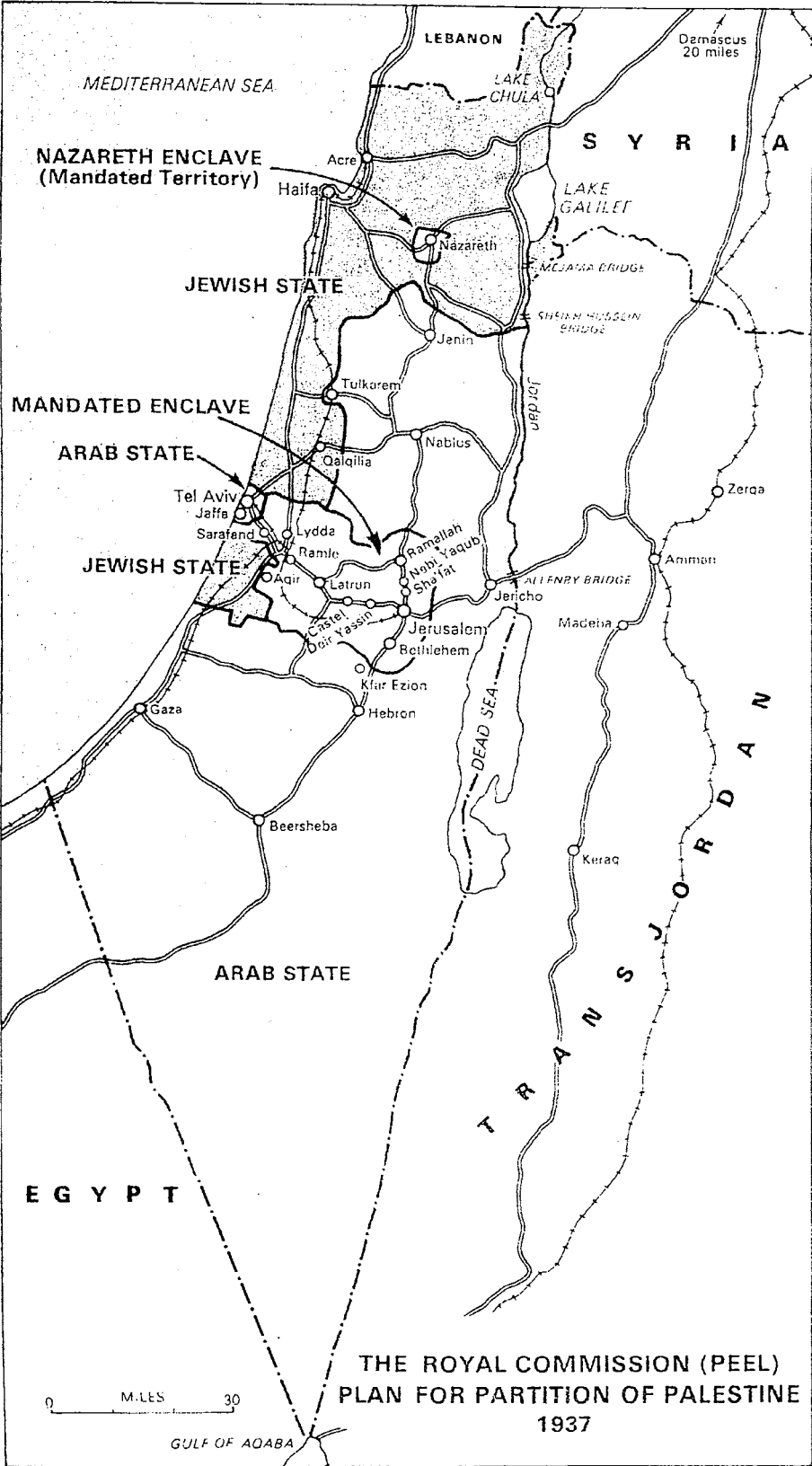
- ／05／18 白書に抗議のJ暴動
- ／05／23 英下院は、268-179で白書承認、英上院は反対なしで承認
- ／05／29 国民防衛党大会、白書支持を決議
- ／05／31 ベイルートでアラブ最高委員会、39白書拒否を決定
- ／08／16 - 25 シオニスト会議 21 回大会
- ／08／16 アメリカにシオニスト緊急委員会設立決定
- ／09／01 ドイツ軍、ポーランド侵攻、第2次大戦開始
緊急委員会設立
- 1940／06 (フランス降伏)
- 1941／04 (ラシド・アル・キラーニのクーデタ@イラク)
- ／05 (イラクのクーデタ鎮圧)
- ／05／29 イーデン外相、下院で演説、中東連邦構想発表
- ／06／21 イギリス、自由フランス軍、シリア上陸、ダマスカス占領
(バルバロッサ作戦発動)
- ／12／7 (真珠湾奇襲攻撃、アメリカ参戦)
- 1942／05／09 - 11 **ビルトモア会議**
- ／11／06 シオニスト執行委員会、ビルトモア綱領採用
- 1943／04／19 (バーミューダ会議)
- ／04／19 - 05／16 ワルシャワ・ゲットー蜂起
- ／07／02 英政府「パレスチナ内閣委員会」設置、P分割案再検討開始
- ／08／29 - 09／02 **全米ユダヤ会議**、ビルトモア綱領採用
- 1944／01 イギリス閣議、P分割案了承
- ／06 US 共和党選挙綱領で「J コモンウェルス」支持
- ／07 US 民主党選挙綱領で「J コモンウェルス」支持
- 1945／04 イギリス閣議、P分割棚上げ
- ／05／08 (ドイツ降服)
- ／07 (英総選挙、労働党勝利)
- ／08／15 (日本降服)
- ／08／31 トルーマン「10万人DP移民」要請
「ユダヤ抵抗運動」(JRM)設立
- ／09／06 英閣議、ハリス案(アラブ・ユダヤ自治区、Jerusalem、Negev)
- ／10／31 - 11／01 JRMの全土一斉蜂起
- ／11／13 ベヴァン演説、39年白書路線確認
- ／11／13 A-A(英米)調査委員会設置合意発表
- ／12 アメリカ上・下院「パレスチナ決議」
- 1946／05／01 **A-A調査委員会勧告**
- ／07／30 モリソン・グレイディー案提示
- ／08／01 J A拡大執行委員会、事実上P分割を容認
- ／08／07 トルーマン、アトリーにモリソン・グレイディー案反対を通告

- ／09／09 ロンドン円卓会議開催
- ／10／04 ヨーム・キップール声明
- 1947／04／28 国連パレスチナ臨時委員会設置
- ／05／13 国連パレスチナ特別委員会（UNSCOP）任命
- ／05／14 グロムイコ国連演説、「分割も可」
- ／08／31 UNSCOP 報告（多数派、少数派案併記）
- ／10／11 US、UNSCOP 多数派案支持表明
- ／10／13 USSR、UNSCOP 多数派案支持表明
- ／11／19 ワイツマン＝トルーマン会談@ワシントン
- ／11／22 国連パレスチナ臨時委員会に第1小委（多数派案）と第2小委設置（少数派案）
- ／11／24 UNSCOP 少数派案否決
- ／11／25 国連パレスチナ臨時委員会、UNSCOP 多数派案を採択
- ／11／29 国連総会 181 号決議 ⇒パレスチナ内戦勃発
- 1948／04／22 ハイファ陥落
- ／04／25 トルーマン「分割案支持は変わらず」と発言
- ／05／14 イスラエル建国宣言
- ⇒エジプト、トランス・ヨルダン、イラク、シリア、レバノン軍がパレスチナ侵攻
- ／05／20 国連、フォーク・ベルナドッテを調停官に任命
- ／06／11 第一次停戦（～7／9）
- ／07／11 リッダ、ラムラ陥落（～7／12）
- ／09／17 ベルナドッテ調停官暗殺
- ／09／20 国連、ベルナドッテ調停案公表
- ／12／11 国連 Conciliation Commission 設立▼国連総会決議 194 号
- 1949／01／07 戦闘停止
- ／02／24 イスラエル・エジプト休戦協定
- ／03／23 イスラエル・レバノン休戦協定
- ／04／03 イスラエル・トランス・ヨルダン休戦協定
- ／07／20 イスラエル・シリア休戦協定

M1

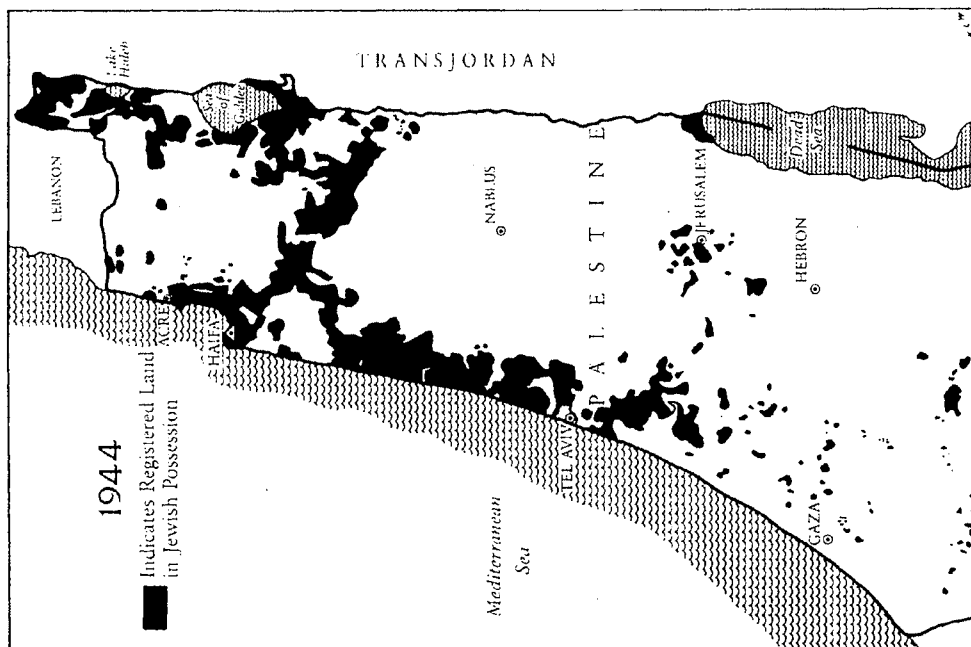


Taken from Henry Cattan, Palestine — The Road to Peace • London: Longman, 1971



M4

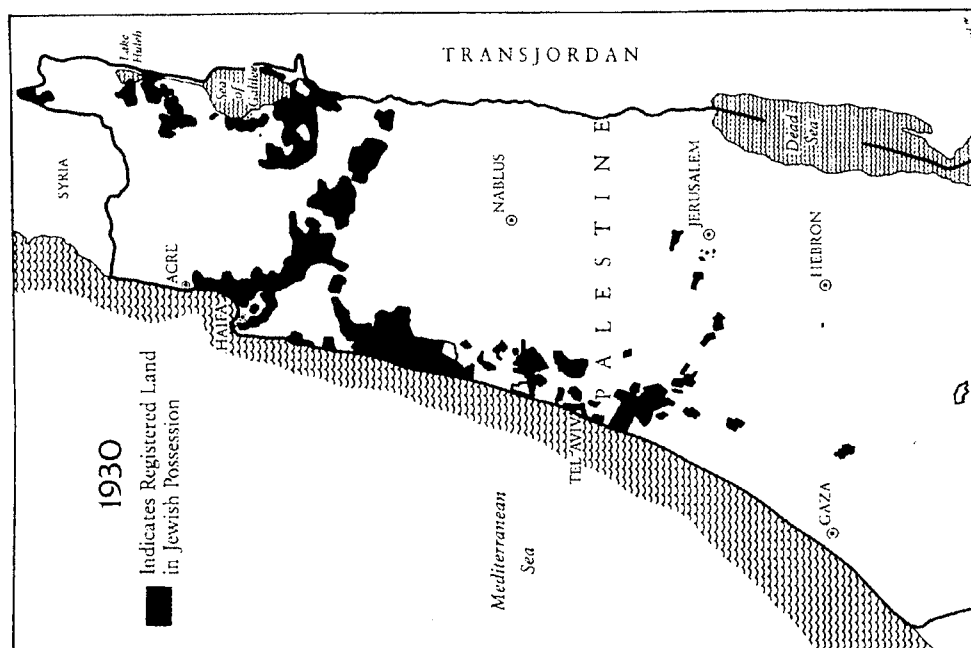
210 · The Land Question in Palestine



5. Registered Land in Jewish Possession, 1944

M3

Jewish Land Purchase, 1933-1939 · 209



4. Registered Land in Jewish Possession, 1930

イスラーム地域研究東京大学拠点グループ2

TIAS Middle East Research Series No.3

ワークショップ記録「国連パレスチナ分割
決議案＜再考＞－60周年を機に」

発行日 2008年10月

発行者 人間文化研究機構地域研究推進事業

「イスラーム地域研究」東京大学拠点

〒113-0032 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学文学部アネックス内

電話 03-5841-8953

e-mail: iaschuto@l.u-tokyo.ac.jp

ISBN 978-4-904039-08-3

印刷所 (有)日本興業社